

第1章

計画の基本的事項

1 計画策定の背景・目的

当市では、十日町市住みよい環境づくり条例第7条の規定に基づき、様々な環境問題に対応する具体的な行動指針を定めた十日町市環境基本計画を平成19年9月に策定しました。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、私たちの生活に大きな影響を与え、環境に対する意識を変えました。これを受け、平成25年3月には十日町市環境基本計画改訂版を作成しました。そして今回、現計画の計画期間の終了に伴い、当市をとりまく環境の現状と課題を把握するとともに、これまでの取組の評価を行い、さらに以下に示すような刻々と変化する社会情勢や深刻化する環境問題に対応すべく、今後10年を見据えた「第二次十日町市環境基本計画」を策定します。

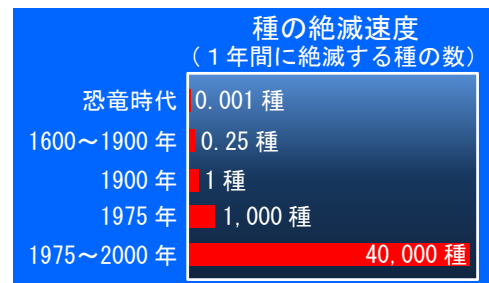
◆生物多様性※の危機

現代は、「第6の大量絶滅時代」とも言われます。生命が地球に誕生して以来、これまでに生物が大量に絶滅する、いわゆる大絶滅が5回あったと言われていたのですが、現代の大絶滅は、過去の大絶滅と比べて種の絶滅速度が速く、その主な原因は人間活動による影響であると考えられています。このままの速度で生物多様性が損なわれていけば、私たち人間の生存も危ぶまれます。生きものはどれを取っていても、自分一人、ただ一種だけで生きていくことはできません。多くの生命は他のたくさんの生物と直接かかわり、初めて生きていくことができます。この、生きものの繋がりが「生物多様性」です。

国際的な生物多様性保全の動きを受けて、わが国においては平成20年に「生物多様性基本法」が施行されました。平成24年には、「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定され、2020年度までの重点施策として、生物多様性を社会に浸透させることや地域における人と自然の関係を見直し、再構築することなどが盛り込まれています。

当市には、上信越高原国立公園や直峰松之山大池県立自然公園、国が選定した貴重な植物群落など、多様な生物が暮らす環境が各地に存在しています。一方で、様々な開発や希少生物の乱獲、耕作放棄地の増大や手入れが行き届かなくなった山林、オオクチバスやセイタカアワダチソウ等の外来生物※の分布拡大など、様々な問題・課題が見受けられます。この土地に元から生息・生育し、私たちの生活とともに生きてきた生物多様性を保全し、その持続的な利用の在り方を検討する必要があります。

※の用語は、資料編「用語の解説」をご覧ください。



資料：国立環境研究所
生物種の絶滅速度



写真提供：井上信夫
イシガメ（絶滅危惧種）



オオクチバス（特定外来生物）

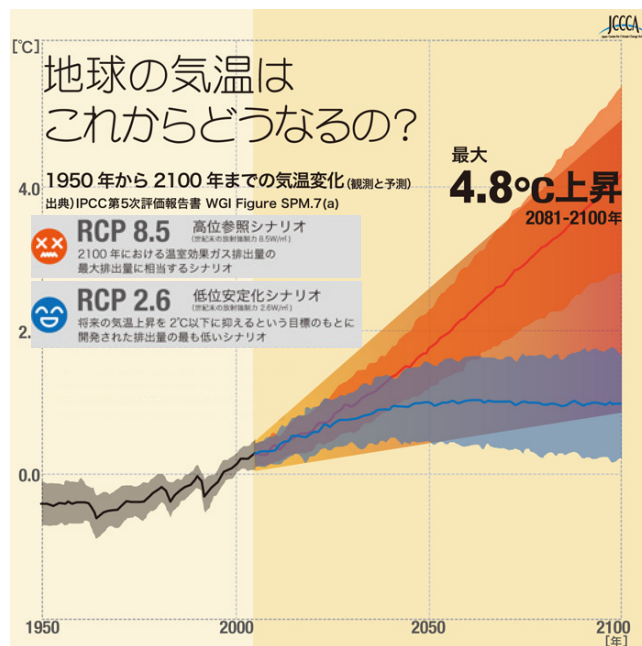


◆地球温暖化※問題への対応

短時間の局地的豪雨や竜巻・突風などが高い頻度で発生し、これらの異常気象による被害が国内各地で相次いでいます。新聞やテレビニュースなどで、猛暑日やゲリラ豪雨の増加といった言葉などを見聞きするたびに、明らかに今までとは違う環境の変化を実感するようになりました。

こうした異常気象について、「IPCC※第5次評価報告書」では、人為的な活動による温室効果ガス※の増加が気候変動の原因であることを裏付けています。また、地球の気温が2100年に最大で4.8℃上昇するという予測もされています。

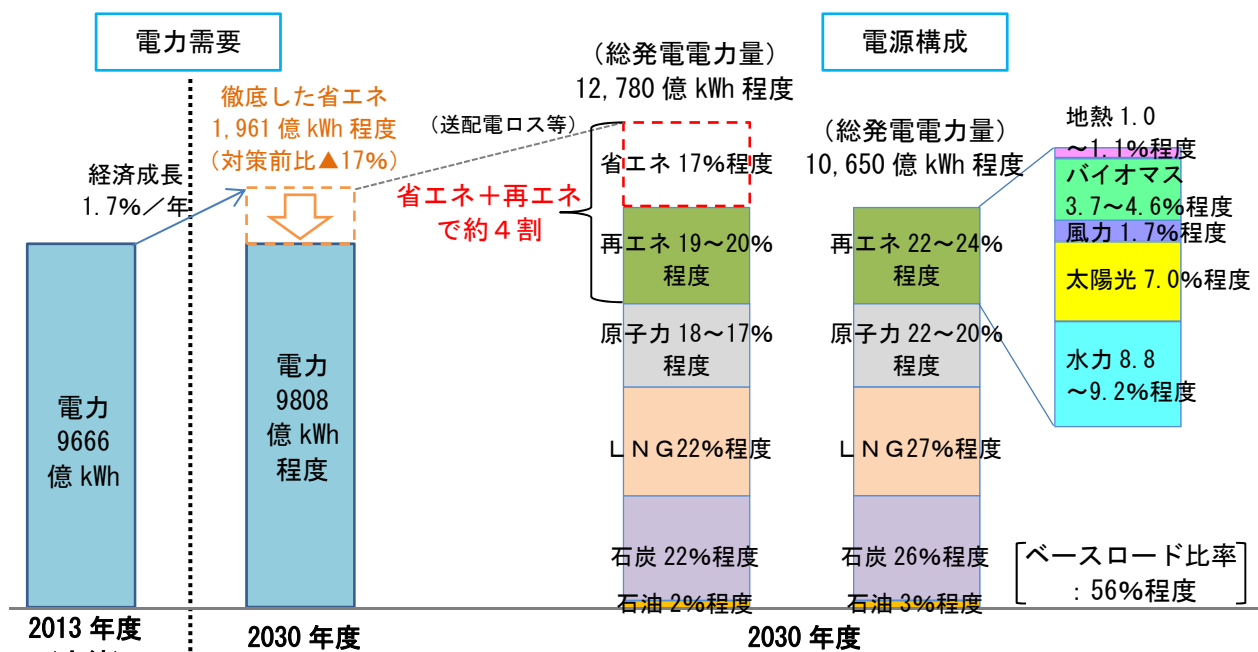
国は温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比マイナス26.0%の水準にする新たな目標を掲げています。私たちの温室効果ガスの排出量削減に対する取組が、より一層重要性を増してきています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター
地球の気温の変化予測

◆国のエネルギー政策の見直し

東日本大震災での原発事故を契機に国のエネルギー政策が見直され、2030年度の電源構成のうち、徹底した省エネルギー※と再生可能エネルギー※の導入により総発電電力量の約4割を賄う方針を立てています。今後は積極的な再生可能エネルギーの導入促進とより一層の省エネルギー対策を実施することが求められています。本市においても、第二次総合計画において、市内電力消費量に対する再生可能エネルギーの割合を平成37年度には30.0% (90,000メガワット) に引き上げる目標を掲げ、再生可能エネルギーの最大限の創出を推進しています。



資料：長期エネルギー需給の見通し (経済産業省)

電力需要に対応した将来の電源構成



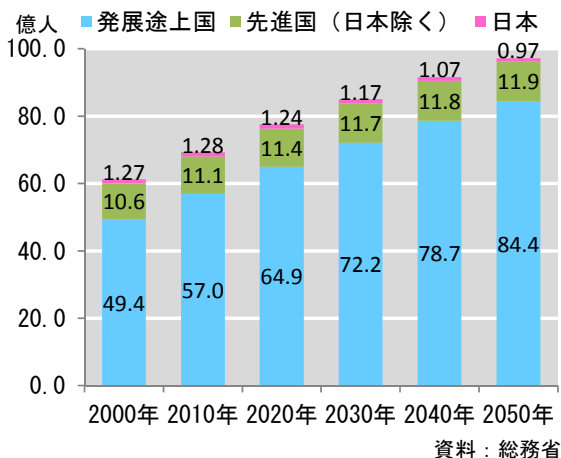


◆資源や食料需給のひっ迫

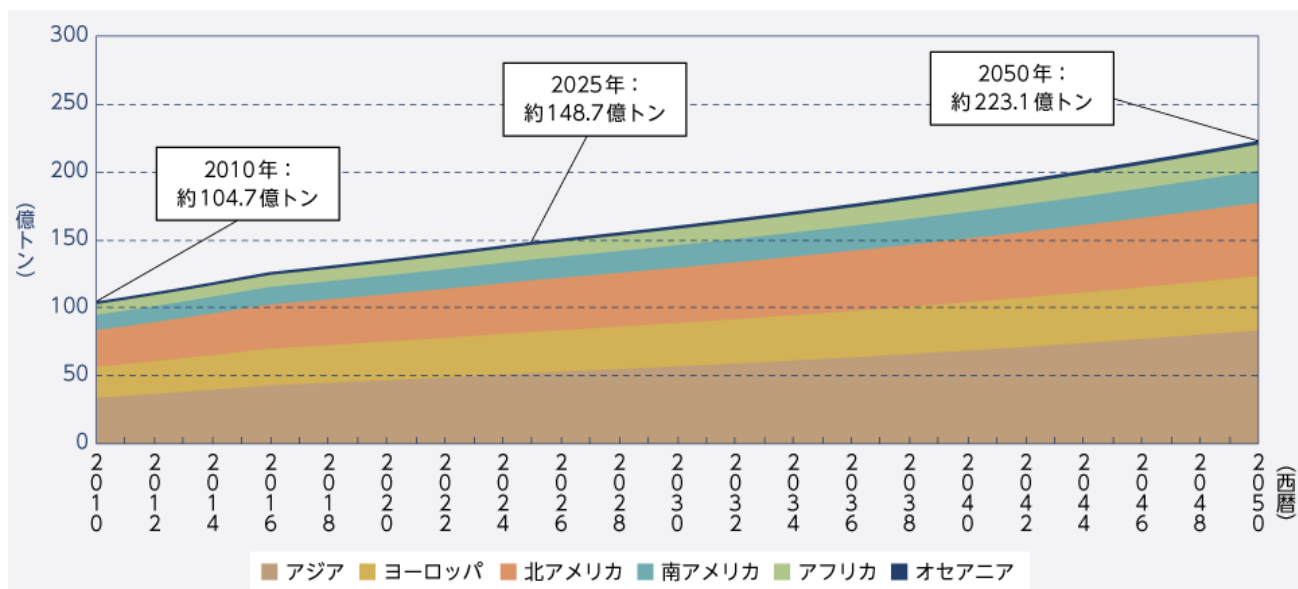
世界の総人口は、2050年には2000年比で約1.6倍の97億人に達する見込みとなっています。また、世界における廃棄物発生量は増加し続けており、2050年には現在の約2倍の量になると考えられています。

このように、新興国の経済成長や世界人口の増加に伴い、今後、世界の資源や食料などの需給はひっ迫し、特に資源の大半を諸外国に依存している日本は、これらの影響を大きく受けることが懸念されています。

本市においては、ここ10年間でごみの排出量が約11%減量しました。市民及び事業者の方々の資源ごみの分別収集の徹底などが大きく貢献しているものと考えられます。一方で、リサイクル*率が近年やや低下しつつあることから、より一層の再資源化等を図る取組が求められています。



世界の総人口の予測



世界の廃棄物発生量の将来予測

現代社会がかかえる環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動に起因しています。それらを解決するためには、市民・事業者・行政のすべてが参加・協力し、環境への負荷を減らし、循環を基調とした持続可能な社会を構築する必要があります。

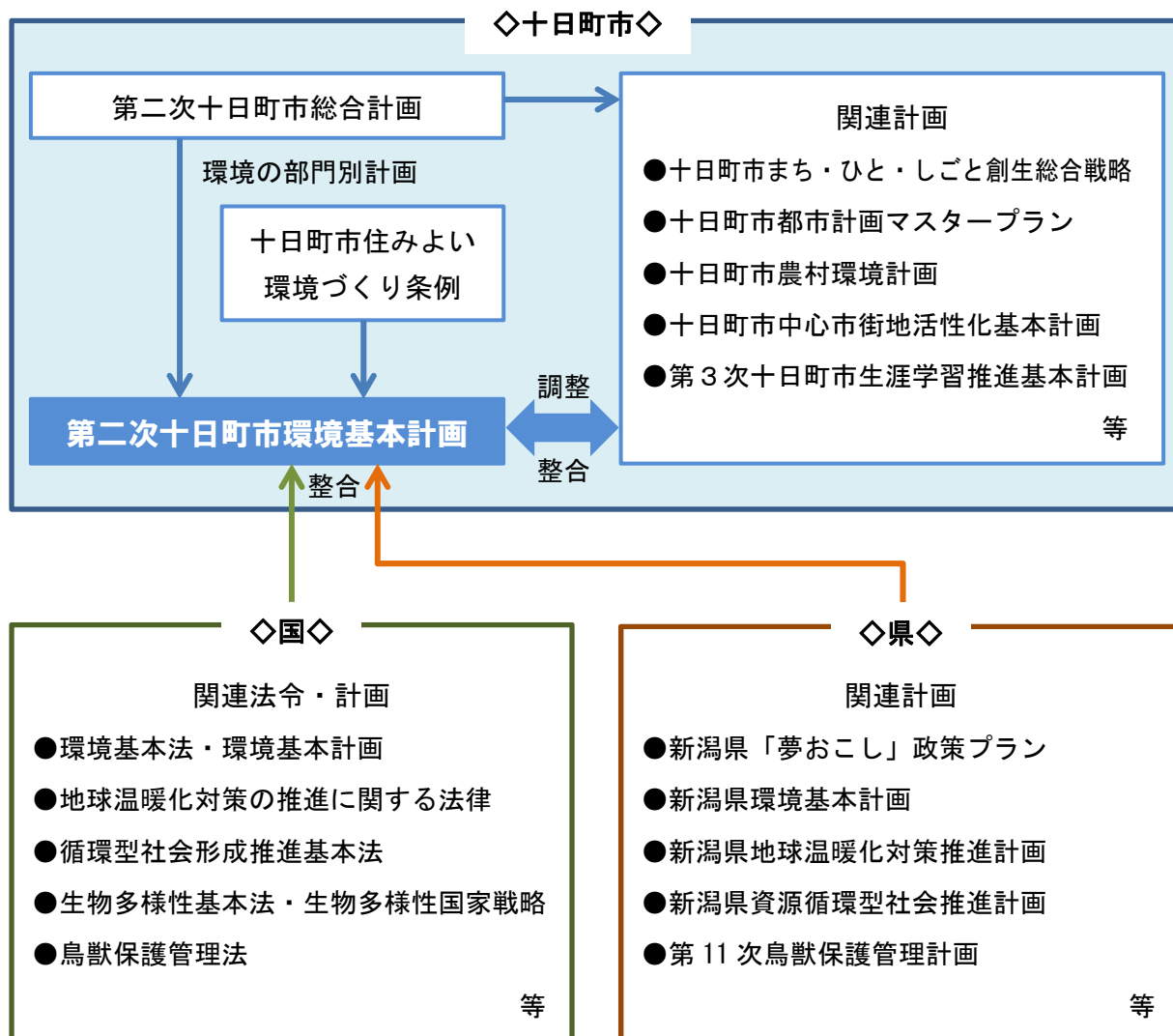
第二次十日町市環境基本計画は、このような状況を踏まえつつ、「十日町市住みよい環境づくり条例」に定める環境の保全に関する基本理念の実現に向け、本市が実施する環境施策の具体的な展開内容と市民及び事業者の環境配慮指針を定めるために策定するものです。





2 計画の位置づけ

本計画は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものであり、第二次十日町市総合計画を環境面から推進する部門別計画として位置づけられています。また、市が実施する関連計画を環境保全等の視点から調整し、整合を図るものです。



3 計画の対象範囲

本計画で対象とする環境の項目と内容は、次のとおりです。

項目	内容
自然環境 生物多様性	自然公園・環境保全地域等の自然環境保全に係る地域指定、 生物多様性（植物、動物）、棚田・里山（山林・農地）
生活環境	大気、水質、騒音・振動、悪臭、土壌・地下水、地盤沈下、地形・地質、 放射性物質（放射能）、環境美化
快適環境	公園緑地、水辺環境、克雪・利雪、景観、歴史・文化財
資源の循環	再生可能エネルギー、省エネルギー、一般廃棄物、産業廃棄物
地球環境	地球温暖化、オゾン層、酸性雨
参加行動	市民意識、事業者意識、市民参加・行動、環境教育、情報発信

4 計画の対象地域

本計画の対象地域は、十日町市の全域です。

5 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度を初年度とし、「第二次十日町市総合計画」の期間である平成 37 年度までの 10 年間とします。ただし、社会情勢の変化や新たな環境問題などに対応するため、5 年程度を目途に必要な見直しを行います。

なお、数値目標は短期目標として平成 32 年度までの目標を定めています。平成 33 年度に 5 年間の目標の進捗状況に対する中間検証を行い、さらに平成 37 年度までの目標を定めることとします。

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
環境 基本 計画	第二次十日町市環境基本計画										第三次 環境計画	
						中間 検証				策定		



第2章

環境の現状と課題

1 市域の概況

(1) 位置・地勢

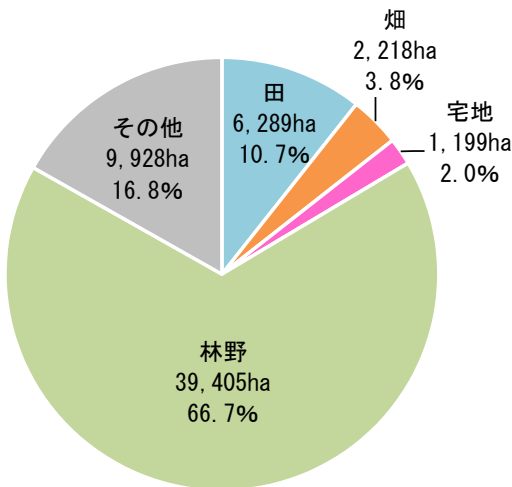
当市は、平成 17 年 4 月 1 日に旧十日町市、川西町、中里村、松代町及び松之山町の 5 市町村が新設合併して誕生しました。

当市は、新潟県の南部に位置し、東は南魚沼市・魚沼市、北は小千谷市・長岡市・柏崎市、西は上越市、南は津南町・湯沢町・長野県などと接しています。

総面積は 590.39km² で、その約 70% を山林・原野が占めています。中央部を信濃川、渋海川がほぼ平行に南北に貫流しており、信濃川へは清津川などが流入しています。信濃川流域では川の浸食により雄大な河岸段丘が形成され、渋海川流域では耕地が傾斜地に点在することから棚田が形成されています。市の南東部には、柱状節理の渓谷美を誇る清津峡をはじめとした美しい景勝地があり、上信越高原国立公園に指定されています。

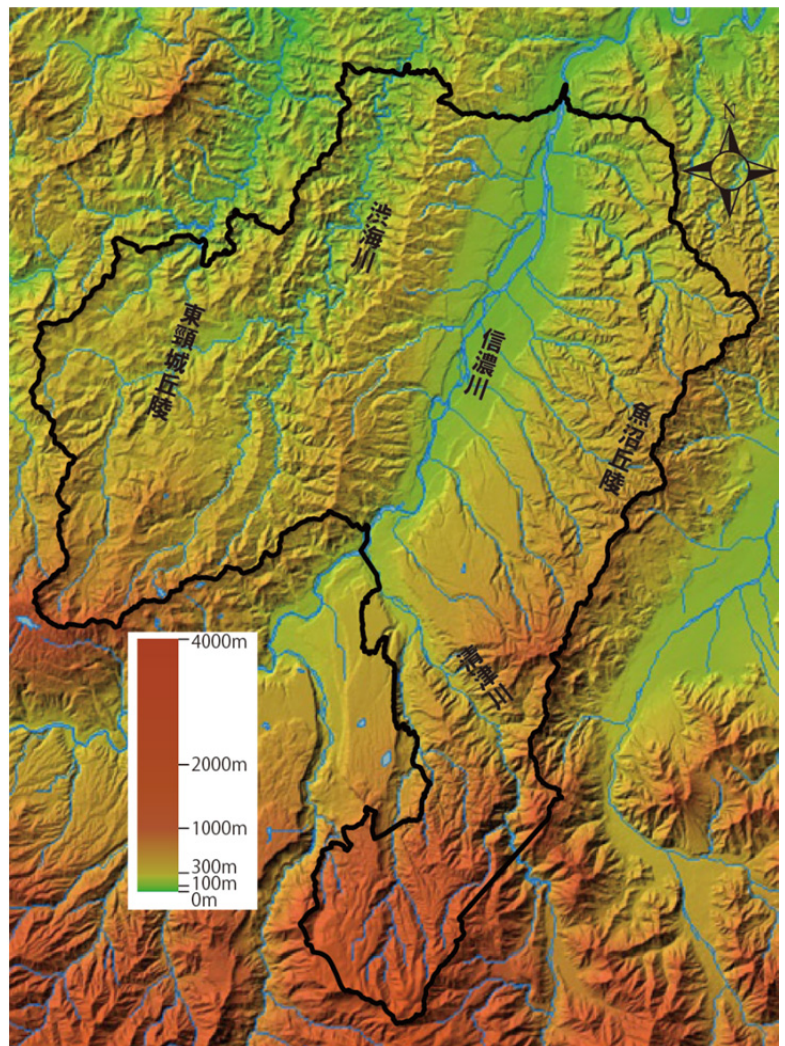


十日町市の位置図



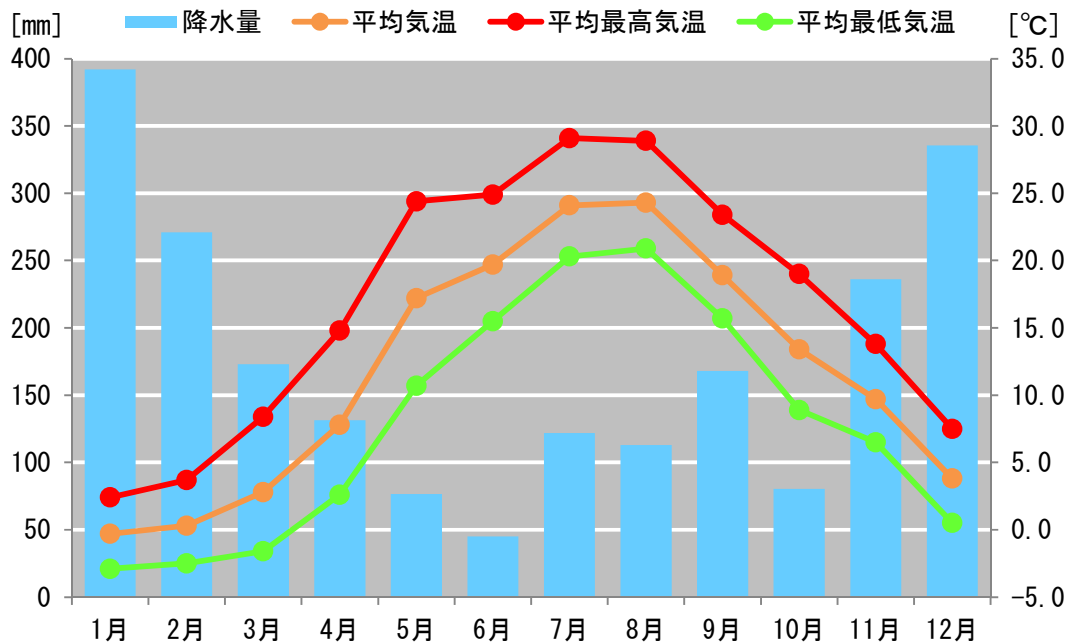
資料：新潟県地域森林計画書

土地利用区分別割合



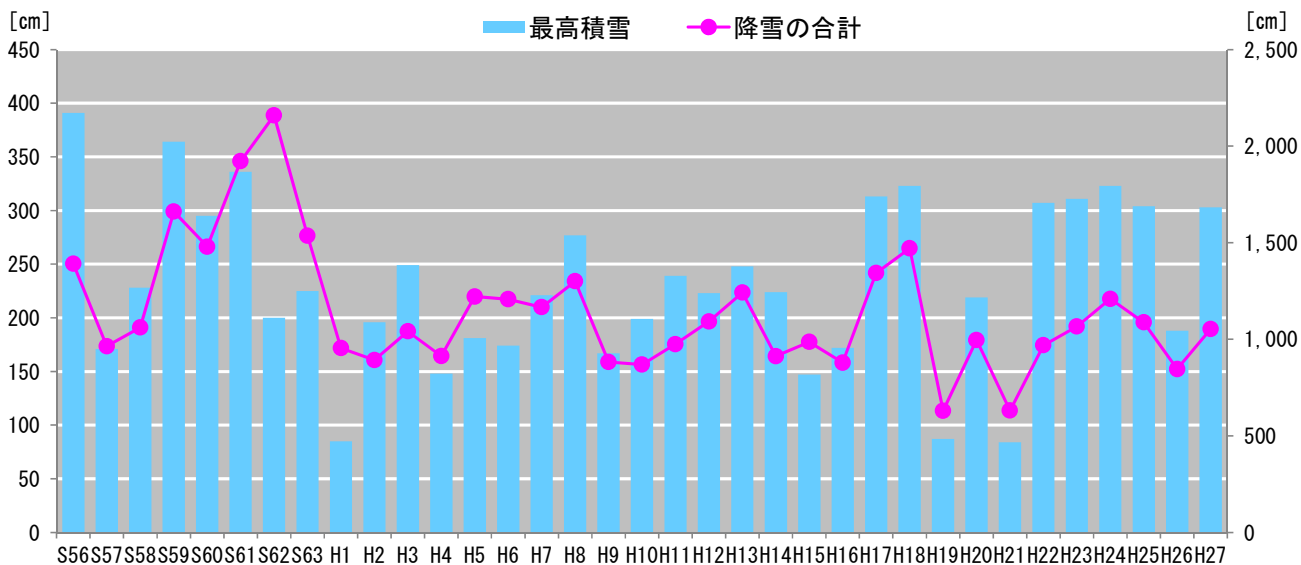
(2) 気象

気候は、日本海型気象区分に属し、四季折々に季節感があふれています。降水量は11月から2月に集中しています。国内有数の豪雪地帯であり、1年の3分の1が根雪期間となり、最高積雪はほぼ毎年2mを超し、近年は3mを超える年も多く見られます。冬期間における市民の日常生活、経済活動に大きな影響を及ぼしています。



資料：気象庁（アメダス十日町の観測データ）

平成27年の月別の気温と降水量



資料：気象庁（アメダス十日町の観測データ）

年別降雪量



(3) 人口減少・少子高齢化

①人口減少

昭和 25 年の約 10 万 4 千人をピークに減少が進み、平成 27 年では約 5 万 5 千人となっており、今後も減少傾向は続くものと推計されています。

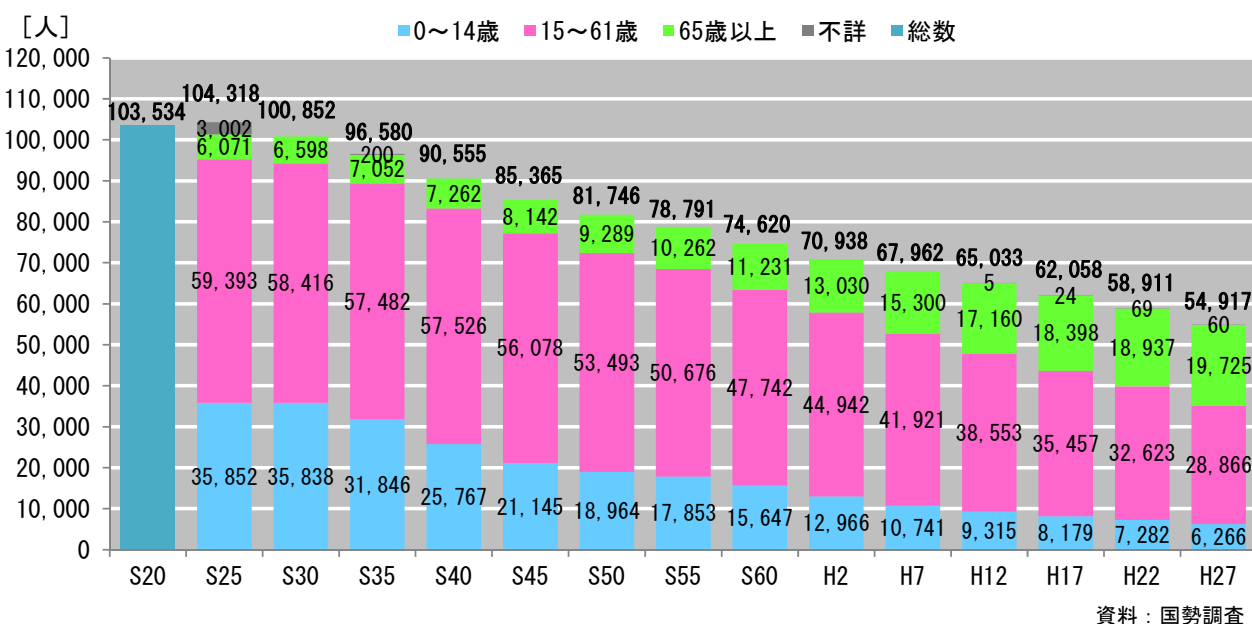
国全体の人口が減少する中、市の人口を維持することは困難な状況ですが、産業活動や中心市街地のにぎわい、中山間地域の暮らし等を維持し、さらに活性化させるには、これまで以上に人口減少を抑制する施策を講じる必要があります。

第二次十日町市総合計画では、「子育てや結婚の支援による出生数の一定増」、「移住の推進による転入増」、「雇用や克雪対策の充実による転出抑制」など、独自の政策に取り組み、総合計画の目標年である平成 37 年の推計人口を 5 万人としています。

②少子高齢化

平成 2 年に 65 歳以上の高齢者人口が 15 歳未満の年少者人口を上回り、平成 27 年現在の高齢化率は 36.0%と、県平均や近隣の市より少子高齢化が進んでいる傾向にあります。

少子高齢化が進行すると将来は労働人口が減少し、地域産業の衰退や市税等の収入が減少するおそれがあるとともに、年金・医療・福祉等の社会保障負担が増大すること等が懸念されます。市の行政サービスを維持するためにも、少子高齢化への施策を講じる必要があります。



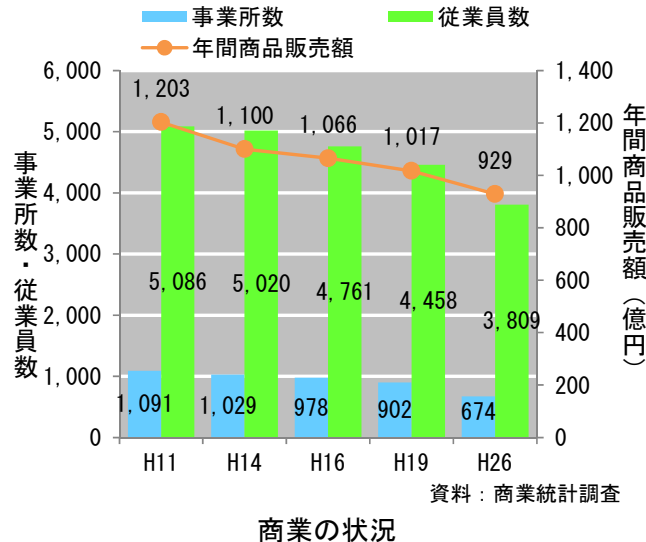
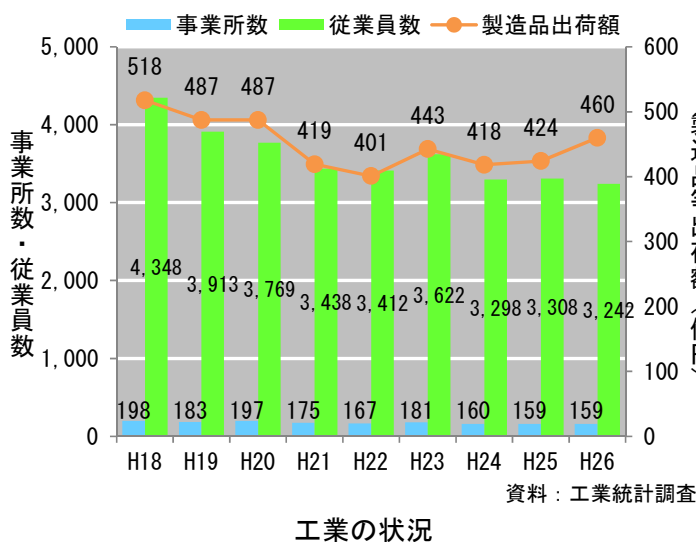
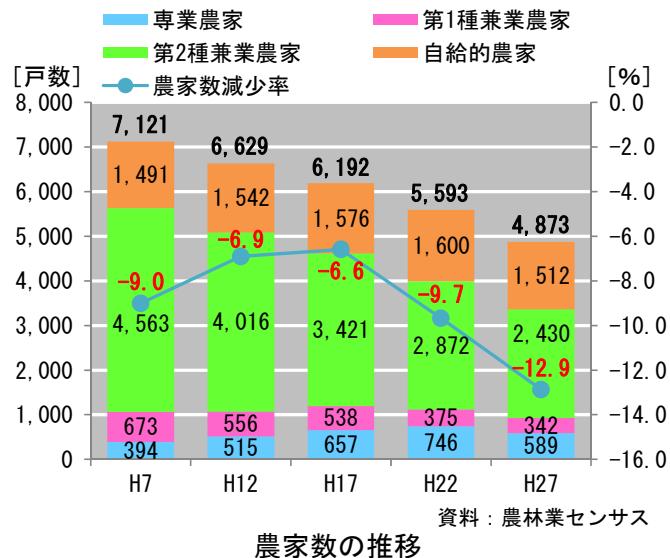
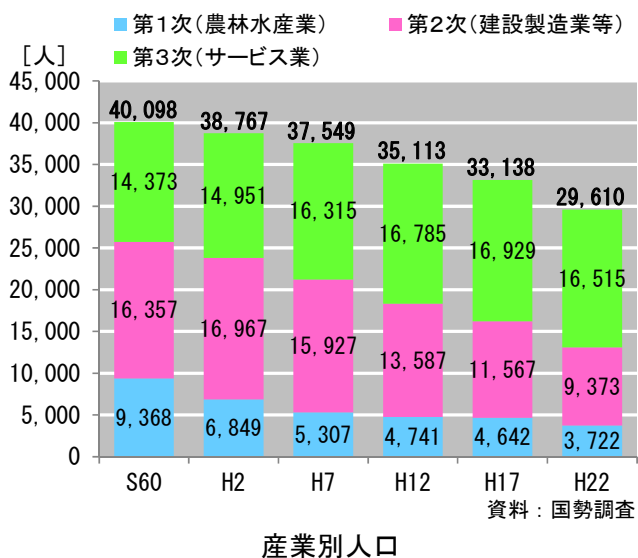
年齢3区分別の人口推移



(4) 産業

産業別人口は減少し続け、特に第1次産業と第2次産業の従事者が大きく減少しています。また、農家数は全体的に減少傾向にあります。平成22年までは専業農家が増加していたものの、平成27年には減少に転じています。工業は、事業所数は下げ止まり、製造品出荷額については近年増加傾向にあります。商業は事業所数及び従業員数ともに減少し続けており、平成26年には年間商品販売額が1,000億円を下回りました。

当市の基幹産業のひとつである農業は、従事者の高齢化や後継者不足、販売単価の低迷などにより、農家数、経営耕地面積ともに著しく減少しています。一方、きもの産業は、需要の低迷等により生産額・販売額は減少しているものの、総合加工部門においては全国トップのシェアを占めています。いずれも当市の自然や風土、資源を活かした産業であることから、持続的に振興を図っていく必要があります。





2 自然環境・生物多様性の現状と課題

現状と課題

(1) 十日町市の自然環境

○自然公園・環境保全地域等の指定状況

当市にかかる自然公園としては、「上信越高原国立公園」及び「直峰松之山大池県立自然公園」の2つがあり、また、「自然環境保全地域」や「緑地環境保全地域」の指定を受けるなど、市内各地に貴重な自然環境が存在しています。当市の自然植生であるブナ林の保護など、貴重生物を保全・保護するための地域指定の推進等が課題です。

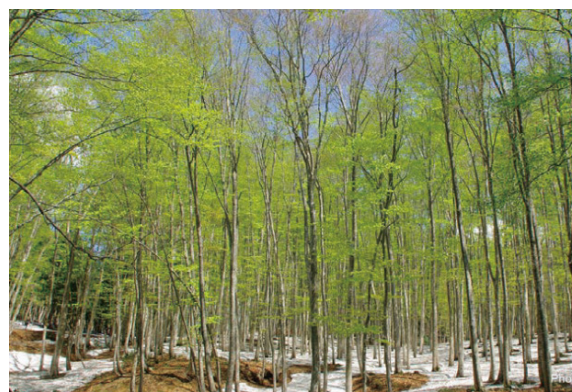
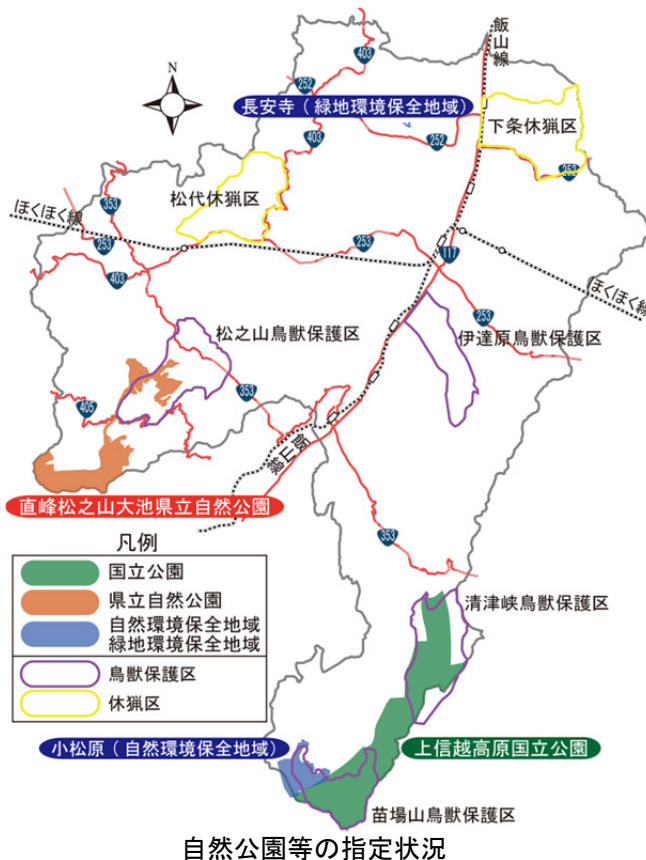
○生物多様性（植物、動物）の現状

主要文献によると、市域に生息・生育する生物として、植物（維管束植物のみ）約1,200種、哺乳類32種、鳥類168種、爬虫類9種、両生類16種、魚類43種、昆虫類約400種、底生動物約60種が確認されています。このうち、国及び新潟県における絶滅のおそれのある種※などの選定状況として、植物115種、動物93種が選定されています。当市は大河信濃川、ブナ林に代表される森林など豊かな自然環境に恵まれており、絶滅のおそれのある生物を含め、多様な野生生物が生息・生育しています。この恵まれた自然景観や自然生態系を未来に残すため、人と自然が調和する豊かな自然共生社会づくりが必要です。

○生物多様性の危機

河川敷や耕作放棄地を中心にセイタカアワダチソウやアレチウリなどが繁茂し、ため池などではオオクチバスが放流されるなど、外来生物の分布の拡大により、在来生物の生息・生育環境が悪化してきています。さらに、これまで行われてきた住宅地開発や河川整備などにより、生物の生息・生育範囲が縮小したため、環境や生態系に配慮した施設※の整備などを行っています。

また、以前は身近な田んぼや水路などで多く見られたゲンゴロウやメダカ、ホタルなど、数を減らし、限られた場所にしか生息を確認できなくなっている生物種も多くなっています。



ブナ林



清津峡





当市に元から生息・生育する生物の置かれている状況を適切に把握し、かけがえのない生物多様性豊かな自然環境を保全・再生していくことが求められています。

(2) 当市を代表する景観としての棚田・里山

国が選定する日本の生物多様性保全上重要な里地里山に、当市の「松代・松之山地域」と「キョロロの森」が選定されました。また、松之山地域の「狐塚の棚田」は、日本の棚田百選にも選ばれています。さらに、松之山・松代地域は「にほんの里100選」にも選ばれるなど、日本の原風景である良好な棚田・里山景観が保全・継承されています。

澁海川流域では、瀬替え^{*}や間歩^{*}により水田や畑などを生み出しながら地域が発展してきました。こうした先代から引き継いだ農業遺産ともいべき棚田・里山環境が各地に存在しています。

しかし、農業従事者の減少や高齢化が著しく進行しているため、農地や山林の適切な維持管理が困難になりつつあります。棚田・里山の維持・保全に対して、移住者や都市住民など多様な主体の参画を促すととともに、里山が生み出す様々な恵みを再評価し、持続的な利用を促すことが課題となっています。

また、当市の林野面積39,405haのうち民有林の人工林面積は8,952haです。その中で利活用が可能な50年生以上が約半数の4,226haとなっていますが、木材価格の低迷などにより森林整備が行われず、森林資源の利用が進んでいない状況です。森林保全の担い手育成や森林資源の活用、特用林産物^{*}の振興が課題となっています。



ゲンゴロウ（絶滅危惧種）



星峠の棚田



仙田地区の瀬替え

これまでの主な取組

(1) 自然環境の保全

国立公園や県立自然公園の適切な管理や自然環境保全地域などの保全に努めています。また、新潟県、猟友会十日町支部などとの連携により鳥獣保護区、休猟区の適正な運用に努めています。

「森の学校」キョロロや市内各地で活動するNPOや団体など、多様な組織・団体が自然環境保全活動を実践し、大人から子供まで多くの市民が、希少生物の生息・生育環境の保全・再生、外来生物の駆除活動等に参加しています。



「森の学校」キョロロ 花ごよみ調査





(2) 棚田・里山環境の保全

棚田などがある中山間地域では、耕作放棄を防止し、継続的な農業生産活動などを通じて農地の持つ多面的機能を確保するための中山間地域等直接支払交付金事業※に106組織が取り組んでいます。また、平野部や山間部などでは、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金事業※に52組織が取り組んでいます。さらに、エコファーマー※に取り組む農業者も増え、環境と共生した環境保全型農業直接支払交付金事業※も実践しています。

松代地域では、棚田を保全・再生する取組として「まつだい棚田バンク」を立ち上げ、都市住民などが地元農家と協働で田植えや稲刈り、草刈り作業を行うなど、新たな棚田環境の保全体制が注目されつつあります。

また、十日町市民協働の森づくり実行委員会が実施している植樹活動との協働や市有林及び民有林等の適切な整備を推進しています。



多面的機能支払交付金事業の活動状況



まつだい棚田バンク

数値目標の達成状況

【評価】

ブナ林などの地域指定や森林の間伐実施などは、度重なる災害復旧事業等の対応により、十分な森林調査及び森林整備を実施することができませんでした。また、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組む集落等において、担い手不足や高齢化により、適切に維持・管理される農地の面積も減少しました。

一方、エコファーマー認定者数は目標を達成し、環境にやさしい農業を行う農業者が増加しています。

【課題】

適切な森林環境が保全されるよう、地域指定されたブナ林の保全や間伐などの森林整備の促進と木材需要の掘り起こしが課題となっています。また、農地や山林を適切に管理する仕組みの再構築が課題です。

環境にやさしい農業を実践する農家を今後も増やし、身近に暮らす生物にも目を向け、生物多様性豊かな棚田・里山の保全・再生が求められています。

項目	基準値 (平成18年度)	目標値 (平成27年度)	実績値 (平成27年度)	達成 状況
ブナ林などの地域指定面積	20.0ha	50.0ha	29.6ha	△
中山間地域等直接支払交付金事業 急傾斜面積	2,511ha	2,170ha	1,960ha	×
エコファーマー認定者数	23人	241人	241人	○
森林の間伐実施面積	60ha	90ha	16ha	×

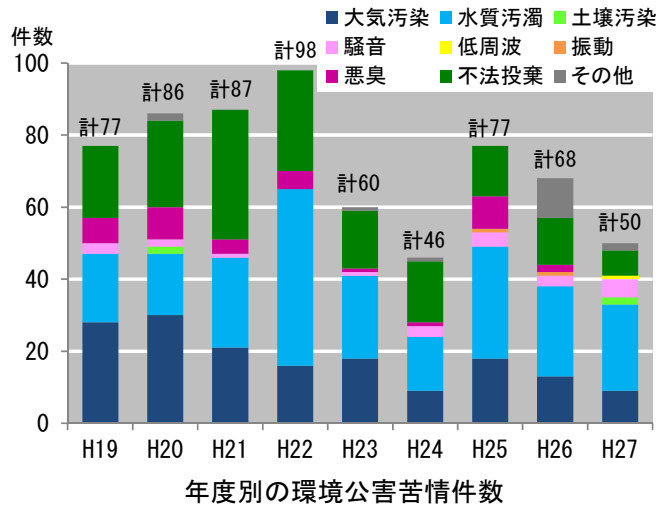
注) 「○…目標を達成したもの」「△…目標値に達しなかったもの」「×…基準値に達しなかったもの(目標値が基準値より低い場合については、目標値に達しなかったもの)」。以下同様。



現状と課題

(1) 環境公害の現状

近年の環境公害の苦情件数は、減少傾向にあります。野焼きによる大気汚染、油流出事故による水質汚濁、山野や河川への不法投棄が大半を占めています。一方、環境公害に対する監視を継続して行っていますが、河川の水質、自動車騒音や養豚場等の臭気など環境基準*を超過して検出される場所も見受けられます。今後も継続した監視を行い、地域の実情に応じた対策を講じながら、公害のないまちづくりを推進することが課題です。



(2) 災害に強いまちづくりへの期待

当市は、平成16年に発生した新潟県中越大震災をはじめ、平成23年の新潟・福島豪雨災害などの集中豪雨や豪雪など、度重なる災害を経験してきました。自然災害から市民の生命と財産を守るため、土石流・地すべり・雪崩などの山地災害の防止と水源かん養機能の高い森林保全・緑化を一体的に進めることが必要です。

市域には信濃川のほか数多くの中小河川があり、その大部分は急勾配です。さらに山地荒廃により、集中豪雨時や融雪期に山腹崩壊や天然河岸の崩壊による河川閉塞が起きています。このため、河川改修・砂防対策などの治水事業を進めることが必要です。

また、東日本大震災に伴い、東京電力(株)福島第一原子力発電所からの大量の放射性物質が広範囲に拡散するという未曾有の事故が発生しました。市民アンケート結果から、放射能汚染に対して44.8%の方々が「心配している」と回答しています。

市民生活の安全・安心を守るための災害に強いまちづくりが求められています。

最近の主な自然災害

年月	災害
H16.10	新潟県中越大震災(震度6強)
H18.1	平成18年豪雪(最大積雪深313cm)
H19.7	新潟県中越沖地震(震度5強)
H23.1	平成23年豪雪(最大積雪深302cm)
H23.3	長野県北部地震(震度6弱)
H23.7	新潟・福島豪雨(1時間最大雨量121mm)
H24.1	平成24年豪雪(最大積雪深302cm)
H25.2	平成25年豪雪(最大積雪深289cm)
H26.4	国道353号十二峠土砂災害(全面通行止め)
H27.2	平成27年豪雪(最大積雪深297cm)
H27.4	国道353号十二峠土砂災害(全面通行止め)

(3) 美しい環境を守るために

毎年4月29日の昭和の日に、信濃川河川敷をメイン会場としてクリーン作戦を行っています。かけがえのない美しい環境を守るために、市民一人ひとりが環境保全の重要性について意識を深め、継続した取組を行っていくことが大切です。

また昨今、ペット飼育に関する苦情や相談が増えています。犬の散歩時の糞の始末などに関し、飼い主への意識徹底を図ることが求められています。



これまでの主な取組

(1) 環境公害の抑制に向けた取組

○大気汚染の抑制

光化学スモッグ※やPM2.5※などの大気汚染に関する情報の収集・発信や野焼き行為者への指導の徹底等を図っています。また、事業者や市職員を対象としたエコドライブ※講習会やノーマイカーデーを実施しています。さらに急速充電器の設置や公用車への電気自動車の導入を行っています。

○水質汚濁の抑制

市内の24河川28地点で水質汚濁状況を毎年継続して測定しています。以前は、水質汚濁の主な原因は工場排水でしたが、企業の公害防止設備の整備や充実により改善されてきています。しかし、家庭からの油の流出や下水道につながる込みを行っていない家庭からの生活雑排水の流入などが水質汚濁に影響を与えているため、下水道未接続世帯への戸別訪問などにより、つなが込みの促進を図っています。

○騒音・振動の発生抑制

毎年、環境騒音及び自動車騒音の測定を市内11地点で行っています。また、事業者による特定建設作業、特定施設の届出書の提出の際は、適切な指導を行った上で許可を出しています。

○悪臭に対する対策

養豚場の臭気・排水を毎年調査し、継続的な監視・指導を行っています。また、地域からの要望により、専門家を交えた悪臭対策説明会を開催しています。平成19年度から畜産悪臭改善対策に要する経費に対し、補助を行ってきました。平成27年度からは、さらに拡充した対策を行っています。

○土壌・地下水汚染に対する対策

地下水汚染測定を毎年15地点で実施し、有機塩素系溶剤※などの地下水汚染度合いを測定し、環境基準値を超過した地点については、地下水を飲用に供しないなどの指導を行っています。また、埋設農薬※については、埋設箇所が特定できた地点について適切な処理を行っています。

○地盤沈下に対する対策

十日町市地下水利用適正化に関する条例に基づき、地下水位を観測しています。また、消雪井戸の更新に合わせ、節水タイマーの設置を進めています。



急速充電器



河川の水質検査



騒音測定



地下水利用の消雪パイプ





（２）災害に強いまちづくりに向けた取組

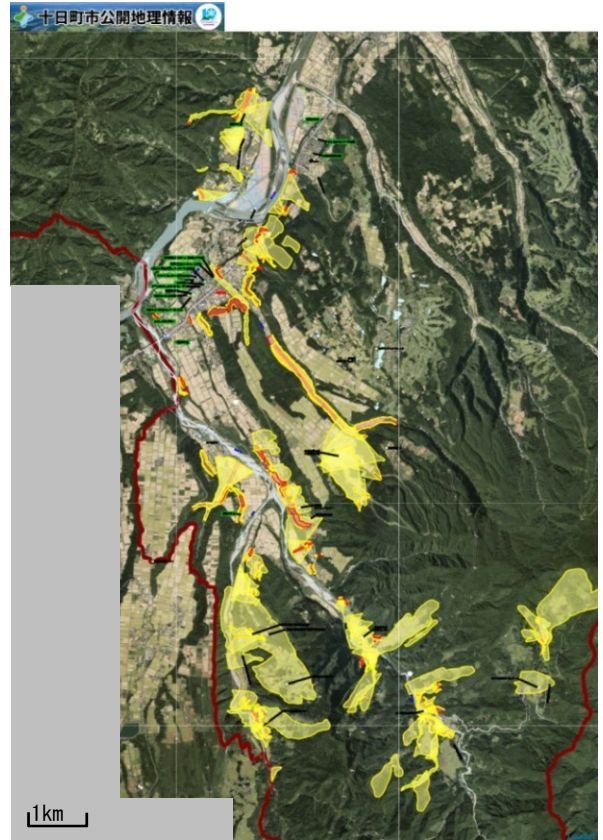
○地すべり等の治山治水対策

地すべり、がけ崩れ、土石流などの土砂災害を未然に防ぎ、河川の安定を図るため、治山治水事業を推進しています。また、洪水ハザードマップ*や土砂災害ハザードマップを作成・配布し、市民への周知を図っています。

○空間放射線量の監視と対策

東日本大震災の発生に伴い、東京電力（株）福島第一原子力発電所から大量の放射性物質が広範囲に拡散したことを受けて、定期的に空間放射線量の測定を行っています。いずれの場所も国際放射線防護委員会（ICRP）の年間被ばく限量（1mSv）の時間換算値（0.19 μ Sv/h）を下回る値であり、通常の範囲内となっています。

一方、焼却施設の焼却灰（飛灰）から、100Bq/kg（放射性セシウムのクリアランスレベル）を超える放射性物質が検出されることがあり、該当する焼却灰は全量県外の処分場に搬出し、適切に処理しています。



土砂災害ハザードマップ

（３）環境美化の推進

○ポイ捨てや不法投棄の防止

ごみの不法投棄が多い場所に、看板や監視カメラを設置しています。また、環境衛生推進協議会と協働で、不法投棄されたごみの回収を行っています。

○ペットマナーの対策

犬などのペットの糞の放置が多い場所には、注意喚起の看板を設置しています。

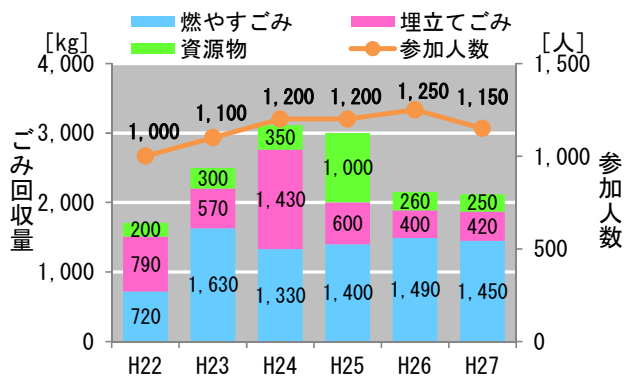
○環境美化活動

環境美化推進事業により、平成9年から毎年十日町クリーン作戦を実施しています。様々な団体の協力を得ながら、信濃川河川敷をメイン会場に行っています。また、他の地域でも地域住民が協働で清掃活動を実施しています。

清掃活動に加え、ごみ集積庫を設置する町内に対し補助金を交付しています。



クリーン作戦（信濃川河川敷）



クリーン作戦でのごみの回収量（十日町地域）





数値目標の達成状況

【評価】

公害苦情受理件数は減少し、騒音のみ目標値を達成できませんでしたが、大気汚染や不法投棄については目標を達成しました。大気汚染に係る苦情の大半は野焼きに関するものですが、市報等による注意喚起や行為者に対する指導が浸透してきています。また、不法投棄については、市報やホームページでの注意喚起や監視カメラの設置、クリーン作戦をはじめとした環境美化活動などにより市民の意識の醸成が図られてきています。

BOD*が環境基準値を超える河川や環境騒音が環境基準を超える地点、地下水調査における有機塩素溶剤が検出される地点については、毎年基準値を超えています。これらについては抜本的な対策を講じることが難しく、継続して監視を行う必要があります。養豚場の臭気指数については、気象条件等に左右される場合もあり、測定結果にバラつきが見られますが、決定的な解決策が見い出せていない状況から、今後も継続した対策が必要です。

下水道水洗化率は向上してきていますが、平成25年度からは水洗化人口が減少に転じたことにより、水洗化率は伸び悩んでいます。

土壤汚染対策法に基づく新潟県からの指定区域は、市内にありませんでした。

【課題】

水質や騒音、臭気、有機塩素溶剤の環境基準値を超過する地点の継続的な監視と対策強化が求められています。

野焼きなどの違反者に対する指導の徹底を図るとともに、市民の環境美化に対する意識の醸成を図り、公害苦情を少なくする取組が求められています。

項目	基準値 (平成18年度)	目標値 (平成27年度)	実績値 (平成27年度)	達成 状況
大気汚染に関する公害苦情受理件数	29 件	14 件	9 件	○
過去3年間の水質調査で BOD が環境基準値を超えた河川数	8 河川	4 河川	4 河川	○
下水道水洗化率	81.5%	93.0%	91.6%	△
騒音に関する公害苦情受理件数	2 件	0 件	5 件	×
一般地域における環境騒音が環境基準を超えた地点	2 件	0 件	1 件	△
敷地境界の臭気指数が 10 を超える養豚場	1 件	0 件	3 件	×
地下水調査における有機塩素溶剤の検出地点数	2 箇所	0 箇所	2 箇所	△
土壤汚染対策法に基づく汚染区域の指定	0 箇所	0 箇所	0 箇所	○
地下水の揚水による地盤沈下の発生	0 件	0 件	0 件	○
不法投棄に関する公害苦情受理件数	19 件	10 件	7 件	○



現状と課題

(1) 緑地・水辺環境の整備

○公園・緑地

当市は、周囲を緑豊かな山々に囲まれているものの、市街地・住宅地においては公園や緑地・街路樹が少ない状況です。また、公園・広場の多くは開設以来数十年を経過し、遊具等の公園施設の老朽化やバリアフリー化の遅れ、樹木の管理などが課題となっています。

市民アンケート結果から、「公共の広場・公園が充実している」に対し、満足・やや満足と回答した人は市全体で11.2%でした。市民ニーズに対応した緑豊かで安心して憩える公園・緑地の整備が求められています。

○水辺環境

当市は、わが国最長の信濃川が南北に縦貫し、これに清津川をはじめ40数本の中小河川が流れ込んでいます。西側には、信濃川に平行して渋海川が南北に縦貫しています。また、段丘地には、池や農業貯水池が数多く点在しており、古くから利用されています。

中小河川は、下水道の整備とともに水質の改善が見られるものの、コンクリート護岸や落差工の整備により生態系や親水性の配慮に欠ける状況が見受けられます。また、滞留した汚泥から植物が繁茂している場所も見受けられます。今後は、自然景観や生態系に配慮した多自然川づくり*及び池沼などの周辺整備を行い、地域住民の水辺に親しむ活動と連携していくことが必要です。

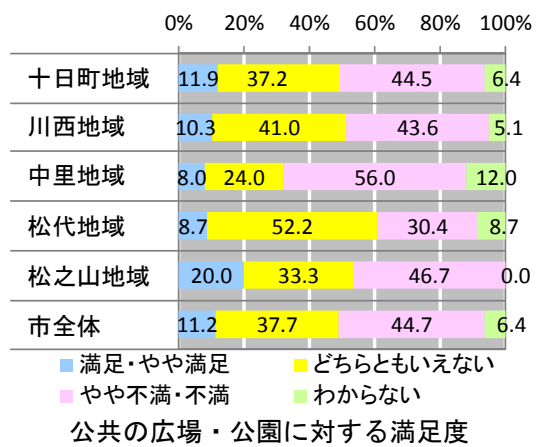
(2) 克雪・利雪対策の強化

道路除雪は、近年雪捨て場が減少しており、特に住宅密集地では安定した雪捨て場の確保が必要です。また、消雪パイプは、主に市街地の家屋連たん地区を中心に設置されていますが、設置後30年以上が経過した老朽化施設が多く、計画的な更新が必要です。さらに、冬期間には利用が集中するため、地下水の適正利用を図る必要があります。流雪溝は、十日町市街地では計画路線の整備がほぼ完了しましたが、今後は川治や川西地域への整備を計画的に推進するとともに、水源の確保に努めていくことが必要です。

当市における住宅建設では、屋根の雪処理対策が最重要



大井田の郷公園



清津川フレッシュパーク



流雪溝を利用した住民除雪



課題となっており、近年建設される住宅のほとんどは克雪化されたものとなっています。しかしながら、住宅の半数近くは雪下ろしが必要であり、住宅密集地では雪処理の空間が少ないことが防災上からも大きな課題です。また、近年の人口減少と高齢化により、各集落では冬期間の生活道路の道付けや高齢者世帯の雪下ろしなどを自力で行うことが困難になってきています。

他方、雪を資源として有効に活用するために雪冷熱エネルギー*の利用拡大を図る必要があります。

市民アンケートでは、「雪を有益なものとする利雪・親雪対策の促進」に力を入れるべきと回答した割合が69.1%となり、利雪・親雪対策のより一層の推進が求められています。



冬期保安要員による道付け作業

(3) 地域の文化的特色を活かした景観の保全

○街並み景観の整備

十日町駅を中心とした中心市街地では、住宅の郊外移転や郊外店の進出などによる空洞化が進んでおり、都市機能を充実させ、魅力ある空間とすることが課題です。また、街並みの整備については、遊休地を含めて徐々に進められていますが、それぞれの地域が持つ特性を生かした景観形成が必要です。



中心市街地の空洞化

○農村景観の保全

農村地域では、豊かな自然や田園風景などが調和し、風土とともに人々が作りあげてきた景観が見られます。今後は、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業等の活用により地域住民との協働による景観の維持・形成が必要です。

○歴史・文化遺産の保存と活用

当市は素晴らしい固有の歴史文化と自然を有しており、国・県・市の指定文化財は165件を数えます。これまでそれぞれの地域で伝えられてきた有形・無形の文化財について、市域全体で体系的にまとめた成果がありませんでした。これらを調査し、まとめるとともに、地域の魅力を再発見し、発信していくことが必要です。



田んぼアート



縄文時代の暮らしを体験するイベント





これまでの主な取組

(1) 緑地水辺環境の整備

○公園・緑地の整備

土地区画整理事業実施時に市街地の公園整備を行っています。また、平成23年に「十日町市公園長寿命化計画」を策定し、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業により既存公園の遊具の更新を行っています。

○水辺環境の整備

JR 東日本との「信濃川の河川環境と水利使用の調和に関する覚書」の締結により、一定の水量が確保され、魚類等の生息状況が改善されつつあります。また、清津川についても同様に水量確保の取組を行っています。さらに、「ふるさと信濃川教室」や「信濃川みんなで川ごったく」などを開催し、親水に対する市民意識の醸成を図っています。



桂公園



ふるさと信濃川教室

(2) 克雪・利雪対策の推進

○克雪対策

井戸掘削の規制区域を設け、地下水確保に努めています。また、信濃川河川敷の9箇所を堆雪場として確保しています。

「克雪すまいづくり支援事業」と「克雪住宅づくり資金貸付事業」により新築住宅のおよそ9割が屋根の克雪化に取り組んでいます。

○利雪対策

「道の駅瀬替えの郷せんだ」裏に整備した雪室を活用し、米や味噌を雪冷熱で貯蔵して付加価値販売を行い、また、道の駅の直売所や事務所には雪冷房を使用しています。



落雪式住宅



道の駅 瀬替えの郷せんだ

(3) 地域の文化的特色を活かした景観の保全

○街並み景観の形成

平成25年に「十日町市中心市街地活性化基本計画」を策定し、大型遊休地や低未利用施設を活用した施設整備や各種イベントなどの実施により、「まちの顔」としての街並み形成を図っています。また、松代地域では街並み景観再生事業により、地域の歴史・文化などを反映した景観を形成しています。

○農村景観の保全・形成

中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業等の活用により、地域住民が協働で水路や道路の補修・整備、水路の泥上げや草刈りなどを行い、また道路脇の花植えやビオトープ*づくりなどを行っています。



街並み景観再生事業





○歴史・文化遺産の保存と活用

文化財保護調査事業並びに歴史文化基本構想策定事業により、遺跡や遺構などに関する調査を行っています。また、火焰の都整備事業や火焰の都ソフトプラン事業により、国宝火焰型土器出土地である笹山遺跡を中心として、地域の活性化を図っています。

数値目標の達成状況

【評価】

土地区画整理事業の実施により4公園が新規開設され、市民一人当たりの公園広場面積が増加し、目標値を上回る結果になりました。親水公園などの水辺整備については、8箇所を維持しています。

除雪道路延長は目標値を上回りました。住宅の克雪化率は目標値に届きませんでしたが、住宅の克雪化は着実に進んでいます。雪利用農産物の栽培面積は平成18年度から若干減少しました。利雪・親雪イベントの来場者数は目標値には届きませんでしたが、30万人を突破しています。

【課題】

市民一人当たりの公園広場面積については、目標値を上回る整備が行われたものの、市民アンケートの結果では、「公園・広場などの整備」を望む市民の割合が55.5%と高くなっています。

「雪国での生活が快適に送られている」については、54.5%の方々が「やや不満・不満」と答えています。市民の方々が雪国での生活を快適であると感じられるような克雪・利雪対策の促進が求められています。

項目	基準値 (平成18年度)	目標値 (平成27年度)	実績値 (平成27年度)	達成 状況
市民一人当たりの公園広場面積 (都市計画区域内のみ)	14.2 m ²	30.0 m ²	31.1 m ²	○
市民一人当たりの公園広場面積 (都市計画区域外含む)	15.5 m ²	25.0 m ²	25.6 m ²	○
親水公園などの水辺整備箇所数	8箇所	8箇所	8箇所	○
除雪道路延長	524.1km	535.0km	535.5km	○
住宅の克雪化率	43.2%	65.7%	58.3%	△
雪利用農産物の栽培面積	5.0ha	5.0ha	4.6ha	×
利雪・親雪イベントの来場者数	174,650人	330,000人	303,280人	△

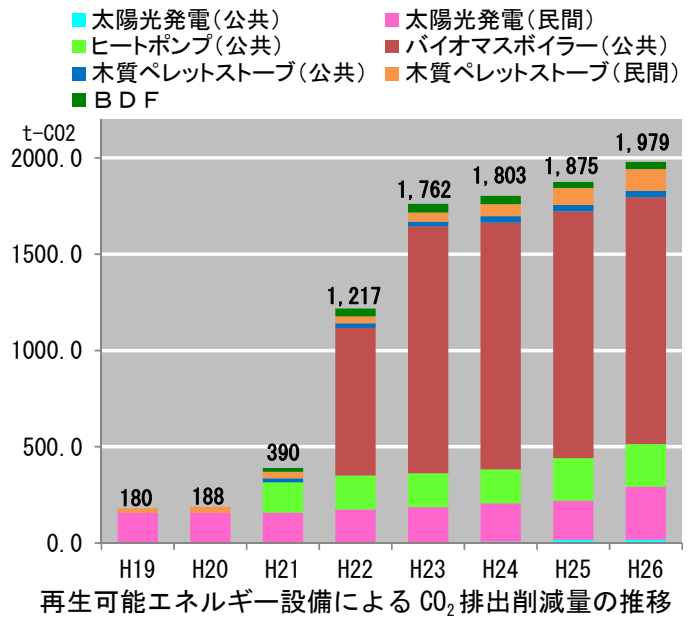


現状と課題

(1) 再生可能エネルギーの導入

東日本大震災以降、エネルギー政策に対する国民の関心が高まり、エネルギー自給率の向上が日本全体の課題となっています。本市においては、公共施設を中心としたバイオマス*ボイラーの導入や、民間施設での太陽光発電*やヒートポンプ*、木質ペレット*ストーブの設置が進み、平成26年度は再生可能エネルギーの導入により、約2千トンのCO₂(二酸化炭素)が削減されています。

第二次十日町市総合計画では、地域資源を活用した再生可能エネルギーの最大限の創出を未来戦略として位置づけ、市内電力消費量に対する再生可能エネルギーの割合を平成37年度までに30.0% (90,000メガワット) に引き上げる目標を掲げました。今後は、「十日町市バイオマス産業都市構想」の計画に基づき、バイオマス資源の有効利用を積極的に進めなければなりません。石油などの化石燃料に代わるエネルギーとして、バイオマス、水力、地熱、温泉熱、下水熱などの有効活用が求められています。

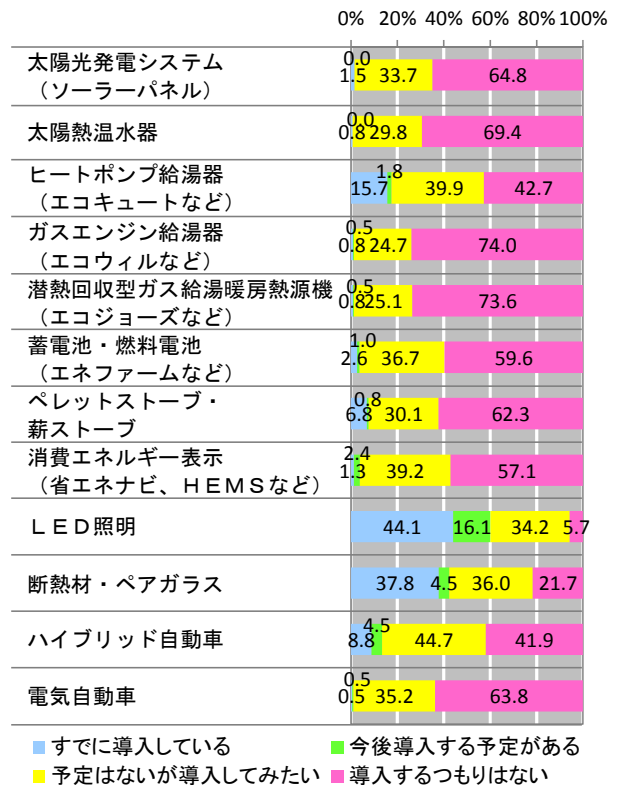


(2) 省エネルギー・省資源化の推進

地球温暖化防止対策に関する市民アンケート結果から、家庭における省エネルギーや再生可能エネルギーを考慮した設備の導入状況等として、LED照明*と断熱材・ペアガラスの割合が高いことが伺えますが、電気自動車や太陽熱温水器などの割合は低くなっています。また、ハイブリッド自動車やヒートポンプ給湯器(エコキュートなど)、消費エネルギー表示(省エネナビ、HEMSなど)などについては、現在予定はないが導入してみたいと回答する割合が高い傾向にあります。

事業所アンケート結果では、環境保全に取り組む上での課題として、約6割の事業所が設備投資などのコストがかかることを挙げています。

市民及び事業者の省エネルギー・省資源化に対する取組をより一層推進するための情報提供や支援が求められています。



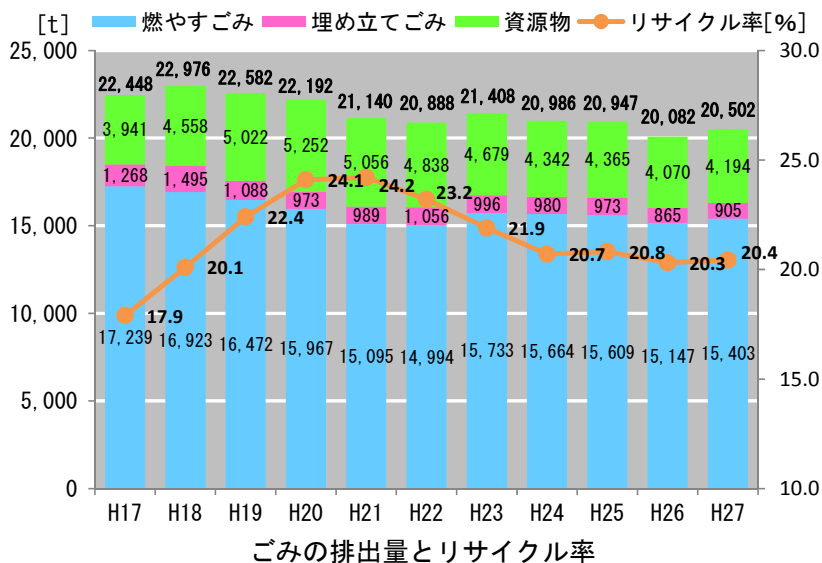
資料：十日町市地球温暖化対策実行計画
家庭における省エネ設備等の導入状況



(3) ごみの減量化・リサイクルの推進

ごみの減量化と再資源化を推進するために分別回収を徹底するとともに、3R※（リデュース※・リユース※・リサイクル）の取組を推進していることから、ごみの排出量は年々減少しています。一方、リサイクル率は近年約20%程度で推移しています。中里・松之山地域のごみ処理一元化により資源回収品目の統一が図られることから、限りある資源の有効活用と環境負荷の少ない循環型社会の構築のため、引き続き市民や事業者に対するごみ減量意識の普及啓発が必要です。

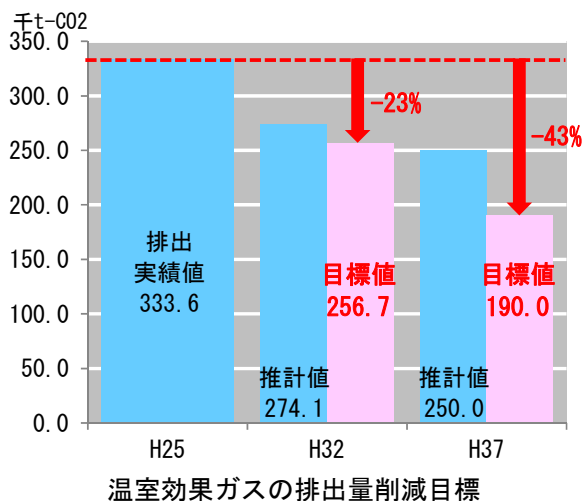
また、ごみ焼却施設の大規模改修が完了しました。この施設を適正に長期的に使用できるよう、市民との協働によるごみの減量化と再資源化が求められています。



(4) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化問題は、地球規模の環境問題であり、この問題解決のためには、国際レベルの取組が必要であることは言うまでもありません。

しかしながら地球温暖化には、私たちの日常生活や事業活動などの要因が複雑に影響していることから、一人ひとりができる対策を考え、取り組むことが重要です。「十日町市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」では、平成37年度における温室効果ガスの排出量を基準年度(平成25年度)比で43%削減する目標を掲げています。



これまでの主な取組

(1) 再生可能エネルギーの導入

「十日町市バイオマス産業都市構想」を策定し、1. 木質燃料の利用拡大プロジェクト、2. 使用済み紙おむつの燃料化プロジェクト、3. きのこと廃菌床の燃料化と肥料化プロジェクト、4. 廃棄物系バイオガス発電※プロジェクト、5. もみ殻の燃料化と肥料化プロジェクト、6. 廃食用油のバイオディーゼル燃料※化拡大プロジェクトを進めています。

また、小中学校の改築に伴い太陽光パネル、消防本部の新築に伴い地中熱利用ヒートポンプを設置するなど、公共施設



チップ化された間伐材





を中心に再生可能エネルギー機器の設置を推進するとともに、十日町市再生可能エネルギー活用促進補助事業により、住宅用太陽光発電システムやペレットストーブ、地中熱[※]ヒートポンプ設置者に補助金を交付しています。

さらに、当市が窓口となり、市内企業が削減した CO₂ 排出量を国内企業へ売却する J-クレジット制度[※]を活用し、再生可能エネルギーの利用促進を図っています。

(2) 省エネルギー・省資源化の推進

ものづくり企業等 LED 設置促進支援事業補助金により事業所への LED 導入を推進しています。また、公用車に低公害車として、電気自動車 2 台、ハイブリッド車 6 台を導入しています。さらに、十日町市グリーン調達[※]方針を策定し、環境に配慮した製品の購入に取り組んでいます。



電気自動車

(3) ごみ減量化・リサイクルの推進

○ごみの減量化

十日町市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、ごみの減量と再資源化を促進するため、資源ごみの分別収集の徹底を図っています。また、家庭用生ごみ処理容器の購入補助、古着回収の開始などにより、ごみの減量化を図っています。さらに、市内で開催するイベントでのリユース食器の使用を推奨しています。



生ごみ処理容器

○リサイクルの推進

川西有機センターでは、分別回収された地域の生ごみから堆肥を製造・販売しており、同様の堆肥化施設の新設に向けた取組を行っています。また、最終処分場の延命化のため、埋立てごみをさらに分別し、再資源化を図っています。



川西有機センター

(4) 地球温暖化対策の推進

十日町市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・（事務事業編）で定めた温室効果ガスの削減目標に基づき、再生可能エネルギーの導入促進及びバイオマス資源の利活用、省エネルギー化等を推進しています。また、エコポイント事業[※]の実施によるレジ袋削減や廃食用油の回収の促進、さらには地産地消推進事業の推進と輸送に係る温室効果ガスの排出削減の取組を行っています。

廃棄する冷蔵庫・エアコンについては、フロンガスの適正処理がされるよう指導・監視を行っています。さらに、酸性雨の状況については、県が行う定期モニタリングの結果を把握し、公表等に努めています。



太陽光発電





数値目標の達成状況

○一般廃棄物（生活系廃棄物）排出量

【評価】

排出物合計での目標値を達成することができましたが、資源ごみについては中里・松之山地域の資源回収品目の違いによりリサイクル率の向上が進みませんでした。

【課題】

ごみの減量化は確実に進行しているもののリサイクル率が進んでいないことから、リサイクル率の向上のための新たな資源物の回収品目を加える取組が求められています。

項目	基準値 (平成18年度)	目標値 (平成27年度)	実績値 (平成27年度)	達成 状況
燃やすごみ	16,923t/年	15,231t/年	15,403t/年	△
埋立てごみ	1,497t/年	1,048t/年	905t/年	○
資源ごみ	4,647t/年	5,344t/年	4,194t/年	×
排出物合計	23,067t/年	21,623t/年	20,502t/年	○

○地球温暖化対策

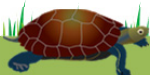
【評価】

人口減少や市民及び事業者の方々の省エネルギー・省資源化の取組などにより、電気使用量や水道使用量は減少し、目標を達成することができました。

【課題】

市民の省エネルギー・省資源化を一層促進する取組が求められています。また、水道事業では、家庭における節水型機器の普及促進を図るほかに、漏水等を減らし有収率を向上させることが重要です。

項目	基準値 (平成18年度)	目標値 (平成27年度)	実績値 (平成27年度)	達成 状況
電気	313,541 千 kwh/年	294,728 千 kwh/年	293,676 千 kwh/年	○
水道使用量	6,322 千 m ³ /年	5,690 千 m ³ /年	5,643 千 m ³ /年	○



6 参加行動の現状と課題

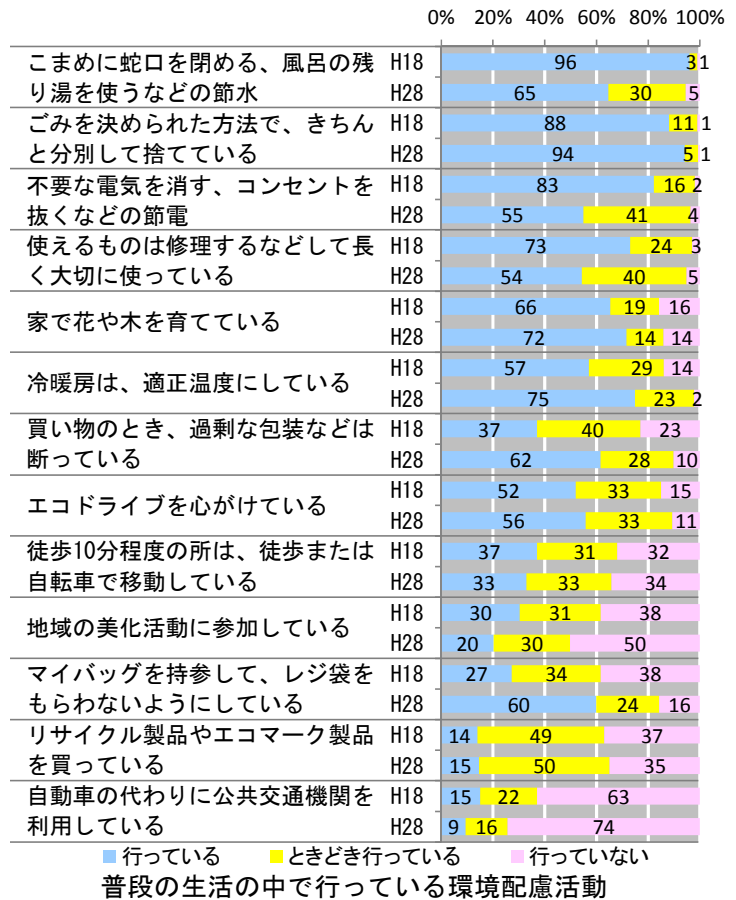
現状と課題

(1) 環境保全に対する意識啓発

市民アンケート結果から、普段の生活の中で行っている環境配慮活動として、今回調査（平成28年）で最も多くの方が「行っている」と回答した項目は、ごみをきちんと分別して捨てるの94%で、前回調査（平成18年）の88%からさらに改善しています。同様に、買い物時のマイバック持参や過剰な包装などを断るについても前回調査から大幅に改善しました。

対照的に、今回調査で「行っている」と回答した人の割合が減少した項目は、節水や節電に関するものでした。

環境保全意識の向上には、まず一人ひとりが日常生活での心がけの重要性について認識を深めることが大切です。市民及び事業者の環境保全意識をより一層啓発する取組が求められています。



(2) 環境保全に対する市民・事業者・行政の協働

平成20年8月、十日町市環境基本計画に基づく実践的な取組を行う「十日町市民環境会議」が設立され、市民・事業者・行政が協働で活動しています。十日町市民環境会議には、「自然環境保全部会」「バイオマス活用部会」「地球温暖化対策部会」「ごみ減量・レジ袋削減部会」があり、市民及び団体、事業者の代表者がそれぞれ定期的に部会を開催し、「マイバッグキャンペーン」や「自然観察トレッキング」などを企画・実施しながら、自発的に環境保全活動を行っています。また、日常生活の中でできるエコな取組にポイントが付与する「十日町市エコポイント事業」が多くの市民及び事業者浸透し、市内大手スーパーにおけるマイバッグ持参率で4年連続1位を獲得するなど、協働の取組として成果を上げています。

地域の環境保全には、市民と事業者、行政が一体となった継続的な活動が不可欠であり、関係機関・団体などとの連携を密にし、協力し合いながら推進することが必要です。



十日町市エコポイントカード

レジ袋削減効果

CO ₂ （二酸化炭素）	123.8 t
原油量	37,746ℓ
ごみの量	20.6 t

（平成27年度削減枚数206万枚に対する値）



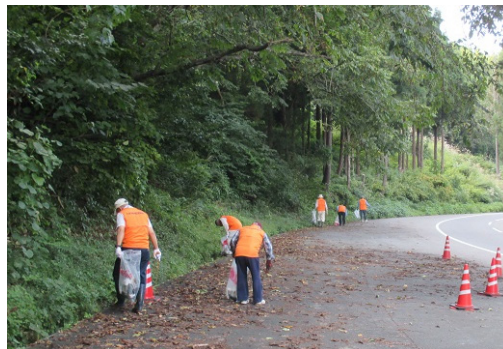
（３）環境に対する地域コミュニティの醸成

当市には、地域の身近な課題は、地域住民自らの判断と責任で、自主的・自立的に解決を図るという地域自治の考え方にに基づき、エリアごとに13の「地域自治組織」が組織されています。また、各行政区には、それぞれの地域住民から選出された市政事務嘱託員や環境衛生推進員が配置されています。

地域のつながりの希薄化が憂慮される中で、環境面においても環境リーダーの育成や現代にマッチした地域コミュニティのあり方を考えていく必要があります。

一方、学校では、地域とのかかわりの中で十日町の良さを考え行動する力を育て、地域に愛着と誇りを持つ子どもを育てるため、地域資源（人・自然・文化）を生かした教育活動を進めています。

地域の美しい自然に目を向け、その魅力を知りながら、地域の環境は地域で守るという意識づくり、人づくりが重要です。美化活動や環境保全活動などへの積極的な参加が期待されます。



環境美化運動

（４）環境に対する情報発信

市民は多種多様な媒体から環境情報を受信しています。事業所アンケートでも、行政に期待する環境保全施策として、事業所の40.7%が「環境保全に関する調査・研究を進め、広く情報提供を行う」と回答しています。

市報やホームページだけでなく、SNS*などのツールも活用しながらターゲットや状況に応じた情報発信を行っていく必要があります。

これまでの主な取組

（１）環境保全に対する意識啓発

市報やホームページを活用して、環境関連情報を定期的に発信しています。

また、市民及び事業者の環境保全に対する意識啓発を図るため、環境フェア及び環境講演会とも年に1回開催しています。

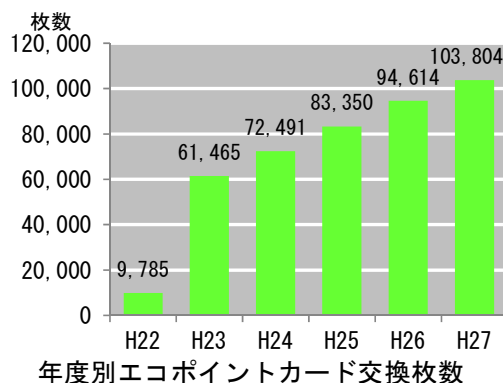
さらに、十日町市民環境会議と連携し、小中学生を対象としたごみ減量標語コンテストを実施するなど、日常生活の中で環境を考える機会を提供しています。



環境フェア

（２）環境保全に対する市民・事業者・行政の協働

エコポイント事業は開始から6年が経過し、年間カード交換枚数が10万枚を突破しました。また、環境衛生推進協議会等と連携し、クリーン作戦をはじめとした環境美化運動参加者は、市内全域で4,000人を超える規模まで拡大しています。一方、協働のまちづくりを進める中で、中間支援組織である





NPO市民活動ネットワークひとサポが市内の各種団体の活動支援を行っています。また、公共空間クリーンアップパートナー事業により、公園などの公共施設の維持管理に取り組む企業や団体等に対して、市が広告の面で支援しています。さらに、十日町市民協働の森づくり実行委員会をはじめ、緑の募金事業を実施している団体に対して支援しています。

(3) 環境に対する地域コミュニティの醸成

地域ごとに環境衛生推進協議会の分会があり、それぞれに給油自動ストップ装置購入やごみ集積庫の修繕に対する補助など、独自の環境保全事業を行っています。年一回の全体会議を開催し、市の環境施策や分会の事業について情報共有を図っています。また、環境衛生推進員を中心とした各町内の役員がごみステーションの管理をはじめ、住みよい生活環境づくりに貢献しています。

「森の学校」キョロロでは、地域の自然や文化を学ぶ総合的な学習の支援や各種里山体験プログラムを実施しています。



里山の生きもの体験

(4) 環境に関する情報発信

環境に関連する情報を、ホームページや広報紙、環境フェアや環境講演会などを通じて、市民及び事業者へ情報発信を行っています。

数値目標の達成状況

【評価】

こどもエコクラブ加入団体及び緑の少年団への参加学校数は平成18年度から数が減り、目標値を達成できませんでした。

環境フェア・環境講演会等参加者数及びクリーン作戦等参加者数については、多くの市民及び事業者の参加が得られたものの目標を達成できませんでした。

【課題】

こどもエコクラブや緑の少年団等への参加を促すとともに、地域と連携し、子どもたちへの環境教育の充実を図ることが課題です。また、新たに環境問題に興味・関心を持ってもらう仕組みづくりが課題です。

項目	基準値 (平成18年度)	目標値 (平成27年度)	実績値 (平成27年度)	達成 状況
こどもエコクラブ加入団体	3 団体	5 団体	2 団体	×
緑の少年団組織数	7 校	7 校	5 校	×
環境フェア・環境講演会等参加者数	2,000 人	3,000 人	2,516 人	△
クリーン作戦等参加者数	2,000 人	5,000 人	4,482 人	△



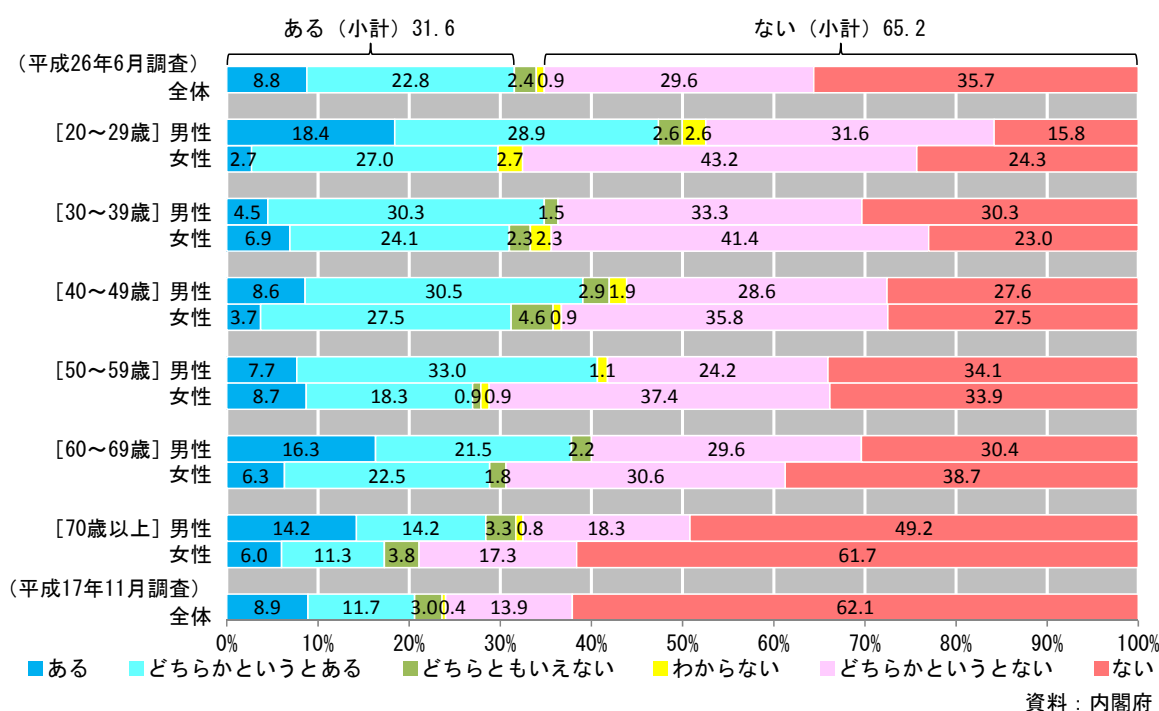


7 環境の現状と課題のまとめ

これからの環境づくりに向けた重要な視点

(1) 当市が築き上げてきた自然共生社会

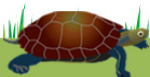
近年、都市に住む若者を中心に、農村への関心が高まり、新たな生活スタイルを求めて都市と農村を人々が行き交う「田園回帰」の動きや定年退職を契機とした農村への定住志向が見られるようになってきています。内閣府が平成26年度に行った調査によると、都市住民の3割が農山漁村地域に定住してみたいと答えており、その割合は平成17年度に比べて増加しています。特に、20歳代男性の農山漁村に対する関心が高いこと、60歳以上の男性については、定年退職後の居住地としてUIJターン*を想定していることが伺えます。当市においても、地域おこし協力隊*として移住してきた若者を中心にIターンが増加しつつあります。



都市住民の農山漁村地域への定住願望の有無

私たちの周りにあたりまえのように存在する山河や田畑などは、これまでこの土地に暮らしてきた人々と現代に生きる私たちの長年の営みにより、形成・維持されてきました。私たちの住む十日町がこれまで築き上げてきた社会は、1万年以上の長きにわたる縄文時代から「自然」の恩恵を受け、暮らしに役立たせる営みで成り立つ自然共生社会と言えます。この暮らしを支える「自然」が多くの都市住民を魅了し、当市への移住や大地の芸術祭などの様々な都市農村交流を促進する原動力となり、都市住民の「田園回帰」の受け皿となっています。私たちの住む十日町は、ここに生き、生きた人々の記憶が紡がれ、それが良好な棚田や自然景観などの風景として残り、ひいては日本の原風景として高い評価を得ています。ここに暮らす私たちにとってはあたりまえに思えるものが、実はそれだけで価値のある地域の魅力の一つであることを人の循環によって知り、再認識する時がやって来ているのではないのでしょうか。

当市の大地で繰り返される人々の美しい営みを次の世代へと伝えていくため、今を生きる私たちに求められる役割をよく理解し、実践していかなければなりません。





(2) 生物多様性の恵みを持続的に享受する社会

私たちの暮らしは、生物が生み出す大気と水、木材や薬などの暮らしの基礎となるもの、自然から学んだ伝統的な知恵や安全な食べ物の供給、山林や農地の存在による山地災害の防止や水源かん養など、生物多様性の恵みによって支えられ、成り立っています。

私たちの暮らしを支える生物多様性の恵み



市民アンケート結果では、9割以上の方々が、「空気がきれいである」や「森や川などの自然が豊かである」と感じています。当市の豊かな自然は、決してあたりまえに存在するものではなく、長い時間の中で多くの人々が守り、築いてきたものがあるからこそ現在も存在しているということを忘れず、生物多様性の恵みを持続的に享受する、享受できる社会を形成・構築していくことが求められています。





(3) 環境負荷を減らし資源の有効活用を進める社会

これまで10年間の当市の環境づくりを振り返ってみると、市内各地で行われるクリーン作戦、エコポイント事業による市民のマイバッグ持参等の取組、各家庭から排出される生ごみの堆肥化、事業所等における環境への影響を軽減する施設・設備の導入、農薬や化学肥料を減らした環境にやさしい農業など、環境負荷を極力減らす取組が着実に浸透してきています。

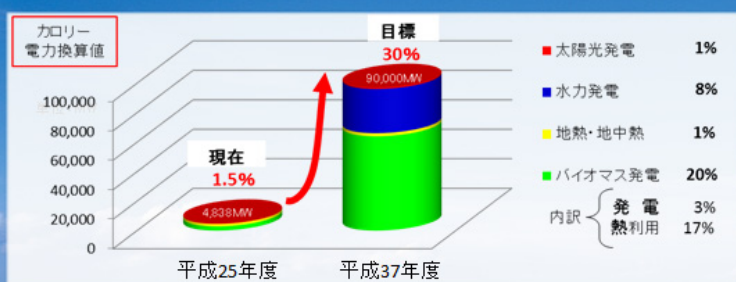
しかしながら一方で、地球温暖化は進行し続け、異常気象等を引き起こし、豪雨などによる土砂災害等が多発しています。また、これまでの石油などの化石燃料を大量消費することで成り立つ社会の中で、薪や炭などとして利用価値の無くなった里山が荒廃し、水源かん養機能の低下による山地災害の発生などを招いています。

こうした状況の中、暮らしの中に自然を繋ぎ直していくことが求められています。豊かな地域資源が各地に存在する本市では、水力、地熱、温泉熱、太陽光などの自然エネルギーや木質ペレット、薪などの森林資源を活用し、再生可能エネルギーを最大限創出していくことが可能です。

併せて、私たち一人ひとりが環境負荷を減らす生活や行動を心がけ、環境・経済・社会がバランスよく統合された持続可能な地域社会を実現していく必要があります。

エネルギー創出量 30%への挑戦

本市は、「第二次十日町市総合計画」の中で、市内電力消費量の30%を太陽光、水力、地中熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーで創出する目標を未来戦略として位置付けています。



多様な再生可能エネルギーの導入促進

- ▼バイオマスストーブ
- ▼太陽光発電
- ▼地中熱利用ヒートポンプ

太陽光や地中熱、バイオマスを活用した再生可能エネルギー機器の家庭への普及を図るため、設置費用の一部を助成しています。

「十日町市バイオマス産業都市構想」の実現



- 産業都市構想に位置付けられている6つのプロジェクトを展開します。
- ① 木質燃料の利用拡大
 - ② 使用済紙おむつの燃料化
 - ③ きのご糞団体の燃料化と堆肥化
 - ④ 廃棄物系バイオガス発電
 - ⑤ もみ殻の燃料化と堆肥化
 - ⑥ 廃食用油のBDF燃料の利用拡大

「信濃川での水力発電施設」の実現



JR東日本信濃川発電所直中取水ダムより放流される維持流量を有効活用した小水力発電を計画しています。

再生可能エネルギーの導入目標





(4) これからの環境づくりに向けた重要な視点

第二次十日町市環境基本計画における新たな環境づくりに向け、「Ⅰ：生物多様性に支えられる自然共生社会の再生」と「Ⅱ：地球への負荷を減らす低炭素・循環型社会*の構築」を重要な視点として捉え、環境づくりの基本目標と方針、施策に反映させることとします。

当市の豊かな自然に目を向け、環境を保全するとともに、その自然の恵みを活かすことにより、持続可能な社会を目指します。

Ⅰ：生物多様性に支えられる自然共生社会の再生

当市に生息・生育する多様な生命は、過去から現在に生きる私たちの暮らしと密接に関係し、当市の気候や地形条件など、様々な環境に適応し進化してきました。それらは、生態系という一つの環の中で、繋がりとその相互作用の中で生きており、生態系の様々な働きを通じて、私たち人間の生命が存立する基盤が整えられています。

また、多様で豊かな生物は、現在及び将来の人間にとって有用な価値を持つだけでなく、文化を育む源泉となり、地域ごとの固有の財産として必要不可欠なものです。さらに、健全な生態系は、安全な飲み水や食料の確保などに寄与し、暮らしの安心・安全を支えるものとなっています。

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する、こうした重要性を踏まえ、自然の理（ことわり）に沿った自然と人とのバランスのとれた健全な関わりを社会の隅々に広げ、将来にわたり自然の恵みを楽しむ自然共生社会の再生が必要です。

Ⅱ：地球への負荷を減らす低炭素・循環型社会の構築

地球温暖化問題は他人事ではなく、異常気象などにより私たちの暮らしにも影響を与えることを認識し、私たちや将来世代が安心して暮らせる環境づくりが求められています。地球環境への負荷を減らすため、十日町市の自然によって育まれる農産物や生成されるエネルギー等をできるだけ地産地消し、地域の中で循環して持続的に活用する社会を目指していくことが必要です。

また、地域ごとに多種多彩に分布する資源や暮らしを、切り捨てることなく多角的に紡いでいく社会づくりが必要です。





環境の現状と課題のまとめ

当市の主な環境の現状	当市の主な環境の課題
◆十日町市の概況 (P8~9) ◆	
<ul style="list-style-type: none"> 人口は、昭和25年の約10万4千人をピークに減少が進み、平成27年では約5万5千人。 農業は、従事者の高齢化や後継者不足等により、農家数、経営耕地面積ともに著しく減少。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇人口減及び少子高齢化の進行により、環境保全の担い手が不足。 〇地域の環境を最大限に活かした農林業を推進し、雇用の創出と担い手の育成が必要。
◆自然環境・生物多様性 (P10~12) ◆	
<ul style="list-style-type: none"> 国立公園や県立公園をはじめ貴重な自然環境が各地に存在。 希少生物をはじめ多様な野生生物が生息・生育するものの外来生物等の分布が拡大。 良好な棚田・里山景観が各地に存在するものの、農業従事者の減少や高齢化が著しく進行し、環境の維持・管理が困難。 木材価格の低迷などにより、十分な森林整備が行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇かけがえのない生物多様性豊かな自然環境の保全・再生が必要。 〇希少生物などの分布状況を適切に把握し、在来生物を保全・保護する取組が必要。 〇棚田景観の保全に移住者や都市住民などの多様な参画を促すとともに、里山の様々な恵みを再評価し、持続的な利用を促すことが必要。 〇森林保全の担い手育成や森林資源の活用、特産林産物の振興が必要。
◆生活環境 (P13~16) ◆	
<ul style="list-style-type: none"> 環境公害の苦情件数は減少。一方、河川の水質等で環境基準値を超過する場所も見受けられる。 平成16年に発生した中越大地震や平成23年の長野県北部地震、平成23年の新潟・福島豪雨災害など相次ぐ自然災害が発生。 福島第一原発からの大量の放射性物質が広範囲に拡散するという未曾有の事故が発生。 グリーン作戦などの実施により、多くの市民が環境美化活動に参画。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇継続した環境公害の監視と地域の実情に応じた対策が必要。 〇自然災害から市民の生命と財産を守るため、土石流・地すべりなどの山地災害の防止と、水源かん養機能の高い森林保全等を進めることが必要。 〇市民の放射能汚染に対する心配を払拭するため、継続的な監視が必要。 〇市民一人ひとりが環境保全の重要性について意識を深め、活動を継続していくことが必要。
◆快適環境 (P17~20) ◆	
<ul style="list-style-type: none"> 周囲を緑豊かな山々に囲まれているものの、市街地・住宅地においては公園等が少ない状況。 中小河川は水質の改善が見られるものの、生態系や親水性への配慮などは一部のみ実施。 道路除雪は近年雪捨て場が減少、消雪パイプの老朽化などが進む。 雪を資源として有効に活用するための雪冷熱エネルギーの利用拡大などが進んでいない。 市街地では都市機能が充実したにぎわいのある環境整備を推進。農村地域では国の交付金事業などにより環境保全活動を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇市民ニーズに対応した緑豊かで安心して憩える公園・緑地の整備が必要。 〇生態系に配慮した多自然川づくりなど、地域住民の水辺に親しむ活動と連携が必要。 〇市民が雪国での生活が快適に送れていると実感できるよう克雪対策の充実が必要。 〇雪冷熱エネルギーなどを活用した農産物の高付加価値化等、利雪対策の推進が必要。 〇市内各地のそれぞれの地域が持つ自然や文化的な特性を生かした景観形成が必要。
◆資源の循環・地球環境 (P21~24) ◆	
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度現在で、再生可能エネルギーの創出量は5,403メガワット。 一部の家庭や事業所では省エネルギー型の設備等の導入が進む。 分別回収の徹底などによりごみの排出量は減少。一方、リサイクル率は約20%まで低下。 策定した地球温暖化対策実行計画に基づき、目標に掲げた温室効果ガス排出量は達成。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇再生可能エネルギーの創出量を平成37年度に90,000メガワットに引き上げる目標を設定。 〇市民及び事業者の省エネルギー・省資源化に対する取組をより一層推進するための協力や支援が必要。 〇市民や事業者に対する継続したごみ減量意識の普及啓発とリサイクル率の向上が必要。 〇新たな温室効果ガスの排出目標の達成に向けた事業展開が必要。
◆参加行動 (P25~27) ◆	
<ul style="list-style-type: none"> ごみの分別やマイバックを持参する人は10年前から大きく増加。節水や節電の取組は減少。 市民の環境問題に対する関心は、10年前も現在も「地球温暖化」が一番高い。 事業所でのごみの分別や節電、節水、紙の節約などは取組が多い。一方、高性能な省エネルギーシステムなどの設備導入は少ない。 地域のつながりの希薄化に伴い、課題解決が行政まかせになりがち。 事業者が行政に期待する施策として、環境保全に関する情報提供を望む。 市民は市報とおかまちや回覧文書だけでなく、多様な媒体等を通じて環境情報を取得。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇市民及び事業者のより一層の環境に負荷を与えないライフスタイルを啓発する取組が必要。 〇市民及び事業者の地球温暖化防止に繋がる活動を強力に支援することが必要。 〇環境マネジメントシステムによる環境経営の推奨や省エネルギー等の設備導入・改善に向けた支援策などの検討が必要。 〇環境リーダーの育成など、現代にマッチした地域コミュニティのあり方の検討が必要。 〇事業者に最新の省エネルギー機器等の紹介や国・県・市の補助情報などの提供が必要。 〇市報などだけでなく、SNSなどのツールも活用しながらターゲット等に応じた情報発信が必要。





当市の環境をとりまく
世界や国の今後の動向と課題

◆生物多様性の危機◆

- ・現代は第6の大量絶滅時代といわれ、絶滅速度が速く、人間の活動が絶滅の主な原因。
- ・1975年から2000年までに約4万種もの生物が絶滅したと推計。
- ・平成20年に「生物多様性基本法」が施行され、平成24年に「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定。

○生物多様性を脅かす4つの危機

- 1：開発など人間活動による危機
- 2：自然に対する働きかけの縮小による危機
- 3：人間により持ち込まれたものによる危機
- 4：地球環境の変化による危機

○生態系サービスの重要性

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系から得ることのできる恵みによって支えられている。これらの恵みを「生態系サービス」と呼ぶ。

◆地球温暖化問題への対応◆

- ・1880～2012年の傾向では、世界の平均気温は0.85℃上昇。
- ・2100年に地球の気温が最大で4.8℃上昇すると予測。
- ・度重なる異常気象は、人為的な活動による温室効果ガスの増加が気候変動の原因。
- ・国の新たな目標として、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比マイナス26.0%の水準に設定。

◆国のエネルギー政策の見直し◆

- ・東日本大震災での原発事故を契機に、国はエネルギー政策を見直し。
- ・2030年の電源構成のうち、省エネルギーによる削減と再生可能エネルギーの導入により約4割を賄う方針。
- ・省エネルギーで17%程度の削減、再生可能エネルギーで22～24%程度を創出することが必要。

◆資源や食料需給のひっ迫◆

- ・世界の総人口は2050年には2000年比で約1.6倍の97億人に達する見込み。世界における廃棄物発生量は2050年に現在の2倍になると予想。
- ・新興国の経済成長に伴い、今後世界の資源や食料などの需給はひっ迫し、資源の大半を諸外国に依存する日本は大きな影響を受ける。

これからの環境づくり
に向けた重要な視点

I：生物多様性に支えられる

自然共生社会の再生

当市に生息・生育する多様な生命は、過去から現在に生きる私たちの暮らしと密接に関係し、当市の気候や地形条件など、様々な環境に適応し進化してきました。それらは、生態系という一つの環の中で、繋がりとその相互作用の中で生きており、生態系の様々な働きを通じて、私たち人間の生命が存立する基盤が整えられています。

また、多様で豊かな生物は、現在及び将来の人間にとって有用な価値を持つだけでなく、文化を育む源泉となり、地域ごとの固有の財産として必要不可欠なものです。さらに、健全な生態系は、安全な飲み水や食料の確保などに寄与し、暮らしの安心・安全を支えるものとなっています。

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する、こうした重要性を踏まえ、自然の理（ことわり）に沿った自然と人とのバランスのとれた健全な関わりを社会の隅々に広げ、将来にわたり自然の恵みを楽しむ自然共生社会の再生が必要です。

II：地球への負荷を減らす

低炭素・循環型社会の構築

地球温暖化問題は他人事ではなく、異常気象などにより私たちの暮らしにも影響を与えることを認識し、私たちや将来世代が安心して暮らせる環境づくりが求められています。地球環境への負荷を減らすため、十日町市の自然によって育まれる農産物や生成されるエネルギー等をできるだけ地産地消し、地域の中で循環して持続的に活用する社会を目指していくことが必要です。

また、地域ごとに多種多彩に分布する資源や暮らしを、切り捨てることなく多角的に紡いでいく社会づくりが必要です。

基本目標と方針、
施策に反映





第3章

計画の目指すところ

1 基本理念

当市では、平成17年4月に制定された「十日町市住みよい環境づくり条例」に、環境の保全に関する基本理念を定めています。第二次十日町市環境基本計画においても、この基本理念の実現に向けた様々な環境施策を定め、実行していく必要があります。以下に基本理念を示します。

- (1) 環境の保全は、すべての者が互いの人権を尊重することを基本におきながら、緑豊かで潤いと安らぎのある環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行われなければならない。
- (2) 環境の保全は、地域における多様な生態系の健全性を維持及び回復するとともに、自然と人との豊かな触れ合いを保つことにより、自然と人との共生を確保するように、適切に行われなければならない。
- (3) 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境にやさしい循環を基調とする社会を構築することを目的として、行われなければならない。
- (4) 環境の美化及び清潔の保持は、すべての者が自発的な取組みによって行われなければならない。
- (5) 地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

2 目指す環境像

市民アンケート調査の結果を第一次計画策定時と比較すると、この10年間で当市の自然環境の豊かさ、きれいさなどを実感する人が増えてきています。都市住民の近年の里山への関心の高まりも、「田園回帰」の動きに見られるような自然の恵みに対する価値、真の豊かさを人々が再認識し始めた表れかもしれません。

私たちは、ここ十日町の豊かな自然の恵みを「知り」、「守り」、「使い」ながら共に生き、さらには、この恵まれた自然環境を良好な状態で将来の世代に受け継がなければなりません。

第二次十日町市環境基本計画においても、「目指す環境像」として「緑豊かで、潤いと安らぎのあるまち」を継承し、市民への浸透を図るとともに、その実現に向けた環境施策のさらなる推進を図ります。

目指す環境像

緑豊かで、潤いと安らぎのあるまち

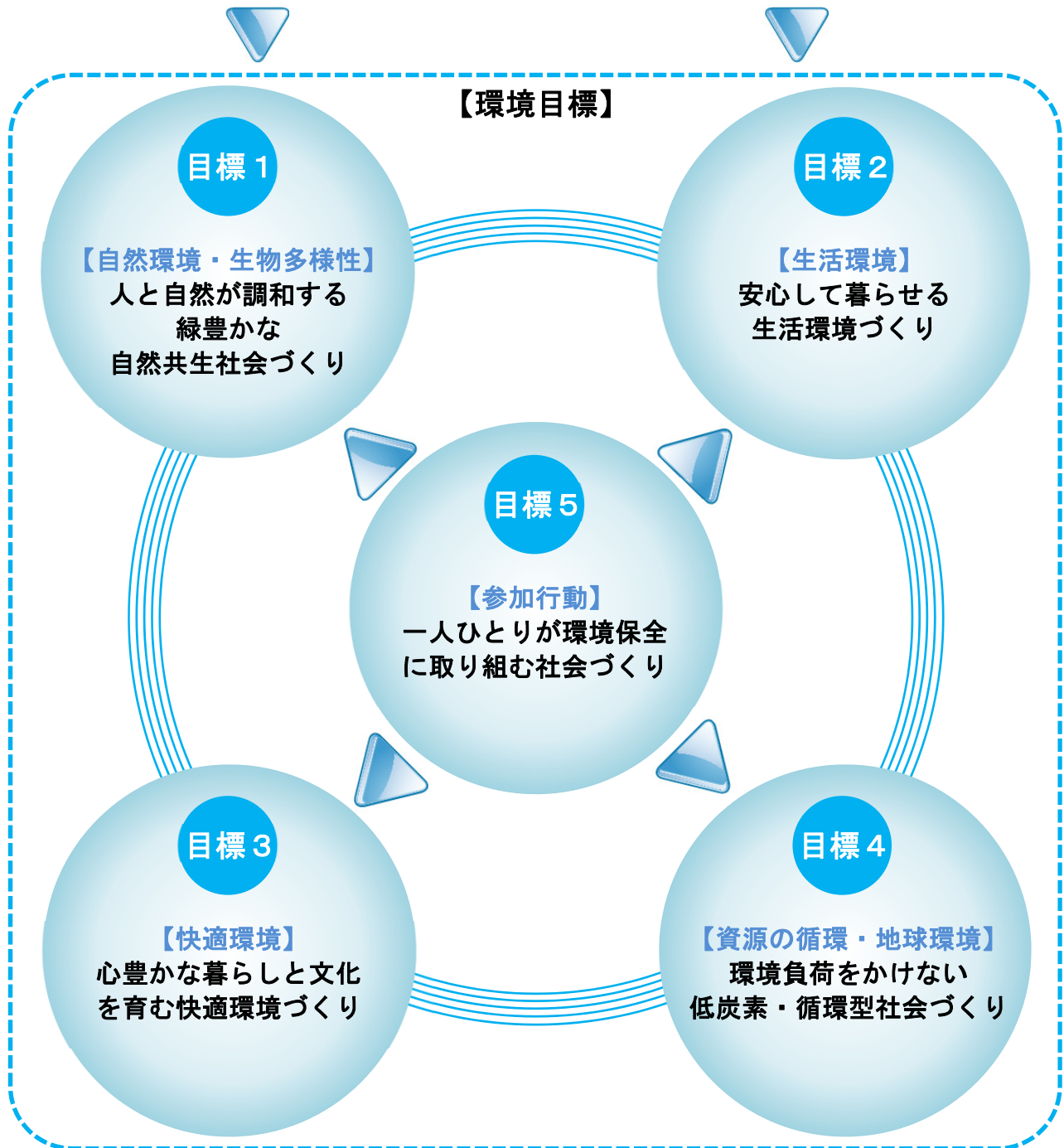


3 環境目標

目指す環境像の実現に向け、これからの環境づくりの重要な視点である「Ⅰ：生物多様性に支えられる自然共生社会の再生」と「Ⅱ：地球への負荷を減らす低炭素・循環型社会の構築」を踏まえ、5つの環境目標を定めました。

Ⅰ：生物多様性に支えられる
自然共生社会の再生

Ⅱ：地球への負荷を減らす
低炭素・循環型社会の構築





4 環境施策の体系

目指す環境像

「緑豊かで、

環境目標1(自然環境・生物多様性)

人と自然が調和する緑豊かな 自然共生社会づくり

豊かな自然の恵みに感謝し、すべての「命」にとって良好な環境を維持しながら、誇りを持って次世代に継承できる自然共生社会を目指します。

方針1 すべての生命を育む大地の保全

- 施策1 すぐれた自然の適切な保全・管理
- 2 貴重な森林環境の保全
- 3 良好な自然景観の保全

方針2 生物多様性保全と持続的な利用

- 施策1 希少生物の生息・生育状況の把握
- 2 野生鳥獣の保護管理
- 3 外来生物の対策の強化
- 4 自然にふれあう場の提供
- 5 自然の恵みの観光振興への活用

方針3 命が繋がらあう棚田・里山の継承

- 施策1 農地・山林の適切な維持・保全
- 2 環境に配慮した基盤整備の促進
- 3 環境保全型農業の推進
- 4 棚田・里山の維持管理体制の構築

環境目標5(参加行動)

一人ひとりが環境保全に取り組む社会づくり

方針1 環境保全に対する意識啓発

- 施策1 啓発活動の推進
- 2 環境フェア・講演会の開催

環境目標2(生活環境)

安心して暮らせる 生活環境づくり

環境美化を心がけ、公害のないまちづくりを進めるとともに、自然災害に対する備えを万全にし、安心して暮らせる生活環境を目指します。

方針1 公害のないまちづくりの推進

- 施策1 環境公害の継続的な監視
- 2 環境公害の防止・抑制の促進

方針2 災害に強く安心して暮らせる まちづくりの促進

- 施策1 地すべり対策の強化
- 2 治山・治水事業の促進
- 3 空間放射線量の測定

方針3 美しい環境を守り、育てる活動 の促進

- 施策1 ポイ捨てやごみの不法投棄の防止
- 2 ペットマナーの対策強化
- 3 環境美化の推進





潤いと安らぎのあるまち」

環境目標3(快適環境)

心豊かな暮らしと文化を育む 快適環境づくり

河川や森林などの自然環境を保全するとともに、水や雪、緑といった恵まれた資源を有効に活用しながら、生活に潤いと安らぎを与える快適環境を目指します。

方針1 身近に自然と親しめる緑地・ 水辺環境の整備

- 施策1 公園・緑地の計画的な整備
- 2 生態系に配慮した川づくりの促進
- 3 身近にふれあえる水辺空間の整備

方針2 克雪・利雪対策の充実

- 施策1 克雪対策の促進
- 2 利雪対策の普及・促進

方針3 地域の文化的特色を活かした 景観の保全・形成

- 施策1 街並み景観の整備
- 2 農村景観の保全・形成
- 3 歴史・文化遺産の保存と活用

環境目標4(資源の循環・地球環境)

環境負荷をかけない 低炭素・循環型社会づくり

地域資源の効果的な利活用により、地域から地球環境を改善していく低炭素社会を目指します。
また、3Rを推進し、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

方針1 再生可能エネルギーの最大限の 創出

- 施策1 再生可能エネルギーの導入促進
- 2 廃棄物系バイオマスの活用促進
- 3 低炭素・循環型社会の構築

方針2 省エネルギー・省資源化の促進

- 施策1 省エネルギー機器の導入推進
- 2 省エネルギー・省資源化に対する意識啓発

方針3 ごみ減量化・リサイクルの推進

- 施策1 3Rの普及啓発の促進
- 2 廃棄物の減量化の促進

方針4 地球温暖化対策の推進

- 施策1 温室効果ガス排出削減対策の推進
- 2 森林の二酸化炭素吸収機能の増進

市民・事業者・行政それぞれが、環境保全の必要性和自らの役割を自覚し、自主的・積極的に行動する社会を目指します。

方針3 環境に対する地域コミュニティ の醸成

- 施策1 環境教育の推進と支援
- 2 地域の環境保全意識の醸成

方針4 環境に関する情報発信

- 施策1 環境情報の発信力の強化





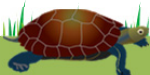
第4章 目指す環境像の実現に向けた取組

1 市の環境施策の展開

方針及び施策に基づき、市が取り組むべき施策展開について具体的に示します。

環境目標1：人と自然が調和する緑豊かな自然共生社会づくり

方針・施策		施策概要
方針1 すべての生命を育む大地の保全	施策1 すぐれた自然の適切な保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ●自然環境保全地域等のすぐれた自然環境の適切な保全・管理に努めます。 ●鳥獣保護区、休猟区の適切な設定、運用に努めます。 ●鳥獣保護許可の適正な運用に努めます。 ●環境保全巡視員や動植物保護指導員の活動を推進します。 ●環境保全活動のリーダーや指導者を養成します。
	施策2 貴重な森林環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●自然林の現状を把握し、ブナ林などの貴重な森林環境の保全を推進します。 ●生物多様性の基盤となっている農地や山林などの適切な保全を図ります。
	施策3 良好な自然景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●良好な自然景観の保全がなされるよう、開発に当たっては自然に配慮した設計・工法の促進を図ります。 ●自然の有する防災や水質浄化などの機能を利用し、開発等を進める手法（グリーンインフラストラクチャー）の導入を図ります。
方針2 生物多様性保全と持続的な利用	施策1 希少生物の生息・生育状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ●希少生物の生息・生育状況などを把握し、生態系の保全対策に努めます。 ●生物多様性の保全・保護及び持続的な利用を目的とした生物多様性地域戦略の策定の検討を進めます。
	施策2 野生鳥獣の保護管理	<ul style="list-style-type: none"> ●野生鳥獣に鳥インフルエンザ等の感染症の発生を想定した情報収集に努めます。 ●希少な高山植物の食害など、生物多様性への影響が大きいシカ等の大型哺乳類による被害を踏まえ、広域的かつ効果的な防除対策を講じます。
	施策3 外来生物の対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●外来生物の侵入・繁殖状況を把握し、市民に周知します。 ●希少生物の乱獲や外来生物の侵入等を防ぎ、在来生物を守る対策を強化します。
	施策4 自然にふれあう場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●探鳥会をはじめ、昆虫や水中生物などの自然観察会において環境や生物多様性の大切さを学ぶ学習会の実施を推進します。 ●ふるさと信濃川教室やサケの稚魚放流活動を通じ、河川環境への関心を高めます。
	施策5 自然の恵みの観光振興への活用	<ul style="list-style-type: none"> ●清津峡や美人林など雄大な自然景観を観光振興に活用します。 ●豊かな自然環境を活かした信越トレイル、信濃川ラフティング、キャンプ、サイクリングなど特徴的なアウトドア観光の拡大を図ります。





方針・施策	施策概要
<p>施策5 自然の恵みの観光振興への活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●雪やきもの文化、国宝火焰型土器・伝統行事など歴史的資源を活用し、大地の芸術祭の里としての発信力を生かしながら魅力的で特徴のある観光振興を進めます。 ●十日町産魚沼コシヒカリ、へぎそば、地酒、妻有ポークなどの食材・食文化を観光資源としてさらに活用を進めます。 ●情緒にあふれ、四季折々の自然とともに楽しめる数多くの温泉の魅力を発信し、観光誘客に繋がります。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">方針3 命が繋がらう 棚田・里山の継承</p>	<p>施策1 農地・山林の適切な維持・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担い手不足に伴う集落機能の低下を防ぐため、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業を推進し、農地の荒廃防止や環境保全対策を展開します。 ●農地中間管理機構※を通して、遊休農地や耕作放棄地の拡大を防止し利活用を図ります。 ●人工林においては、伐期を迎えた高齢級を中心に間伐及び皆伐を行い、市内における建築材としての利用促進を図ります。また、建築材とならないものは、エネルギー材として利用するとともに、近年、研究開発が進み活用が期待されるCLT（直交集成板）※の原材料としての利用についても検討を進めます。 ●森林組合等との連携により、効率的な森林整備ができるよう森林経営計画の樹立や施業の集約化を図ります。また、地域の森林を保全する林業研究グループ等の設立を目指します。 ●市有林の下草刈り、枝打ち、間伐等を実施します。 ●山林の荒廃が進んでいるため、民有林整備を支援します。 ●イノシシやツキノワグマ、ニホンジカなどによる農作物及び人的被害の防止対策を強化します。
	<p>施策2 環境に配慮した基盤整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中山間地域においては、農業の多面的機能を発揮するため地形的条件や環境に配慮した整備・保全を進めます。 ●未整備の用排水施設等の整備や老朽化した用排水施設等の整備を行い、効率的かつ安定的な用排水機能を確保します。
	<p>施策3 環境保全型農業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関などと連携して、新潟県特別栽培農産物認証制度やエコファーマーなど、環境保全型農業を推進します。
	<p>施策4 棚田・里山の維持管理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農業者の高齢化、後継者不足を補うため、農業に意欲ある者を地域の担い手（認定農業者※等）として確保し、その育成のため、経営の多角化、複合化等を支援します。 ●高齢化集落の存続・機能維持に向けた集落の主体的な取組を支援する地域おこし協力隊を、引き続き積極的に活用します。 ●民間団体、ボランティアなどを活用した棚田・里山の維持・保全を行う仕組みづくりを構築します。 ●日本の原風景として注目を集め、多くの観光客を魅了している「棚田」の保全活動を推進し、さらなる観光誘客に活用していきます。 ●越後田舎体験の受入対象地域や民泊農家を拡充し、地域活性化と交流人口の増加を図ります。 ●地域の特性を生かした雪国体験や農業体験などの魅力的な体験プログラムづくりの支援を行います。





環境づくりの目標値

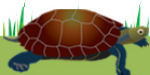
項目	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
中山間地域等直接支払制度急傾斜面積	1,960ha	2,000ha
多面的機能支払制度交付金事業実施組織と対象面積	52 組織/2,348ha	100 組織/4,000ha
森林の間伐実施面積	16ha	60ha
エコファーマー認定者数	241 人	250 人
認定農業者数	463 人	600 人



小松原湿原【中里地域内】



儀明の棚田【儀明】





■環境目標 2：安心して暮らせる生活環境づくり

方針・施策		施策概要
方針 1 公害のないまちづくりの推進	施策 1 環境公害の継続的な監視	<ul style="list-style-type: none"> ●公害を未然に防ぐため、水質調査の継続や騒音・振動・悪臭・大気汚染などの監視を進めるとともに、市民や事業者からの協力により環境の保全に努めます。 ●PM2.5などによる大気汚染測定結果やアスベスト*の飛散状況等を注視しながら情報収集に努め、速やかに公表・発信します。 ●一般・産業廃棄物焼却場の煙突からの排気ガス・飛灰・焼却灰に含まれるダイオキシン類の濃度を監視します。 ●新潟県が行っている地下水汚染の調査結果や土壌汚染に関する情報を収集し、県と協力し速やかに対応します。 ●埋設農薬が市民生活の安全を脅かすこととならないよう、適正に監視します。 ●地下水適正化調査により、地下水位を観測します。
	施策 2 環境公害の防止・抑制の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●野焼きが禁止されていることの周知の徹底と野焼き行為者への指導を徹底します。 ●広報紙やホームページなどを通じて、エコドライブの啓発を行います。 ●十日町市エコポイント事業の対象となるノーマイカーデーの普及促進を図ります。 ●マイカー使用を低減するため、公共交通機関や乗合タクシーの利用を促進します。 ●広報紙やホームページなどを通じて、油の流出防止を啓発します。 ●山林や農地の保安全管理に努め、河川水と地下水の汚染防止と水源かん養に努めます。 ●下水道処理施設が整備された地域における下水道への接続を促進し、下水道計画区域外地域においては合併処理浄化槽での施設整備を進めます。 ●水道未普及地域の安定した生活用水確保のため、それぞれの地域の水需給状況などを把握し、施設整備を計画的に行います。 ●騒音・振動・悪臭の発生源に対し指導を行います。 ●十日町市地下水利用適正化に関する条例の適正運用を図り、地盤沈下の防止に努めます。 ●消雪井戸での節水タイマーの設置の推進を図ります。





方針・施策		施策概要
方針2 災害に強く安心して暮らせるまちづくりの促進	施策1 地すべり対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●地すべり地域については、地すべり等防止法に基づき農林水産省、国土交通省に区域指定を申請し、指定後は事業の実施を国・県に要望します。 ●地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等では、災害を誘発する行為については制限があり、知事の許可が必要であることを周知します。 ●急傾斜地崩壊対策事業を推進し、擁壁などの工事を実施します。 ●土砂災害防止法に基づく基礎調査結果が完了した地区からハザードマップを作成・配布し、警戒区域等を公表します。
	施策2 治山・治水事業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●荒廃が進む山林を対象に、森林整備と治山施設の設置を一体的に行い、山林の荒廃防止と水源かん養機能の向上を図ります。 ●急しゅんな地形における土砂流出や崩壊防止、雨水の流量調整など森林の持つ多面的機能の向上を促進するため、保安施設の設置や保安林の維持造成などの取組を進めます。 ●河川の安定及び土石流の防止を図るため、積極的に砂防工事を促進します。 ●治水・利水・環境の整備と保全のため、治水事業の推進を国・県に働きかけます。
	施策3 空間放射線量の測定	<ul style="list-style-type: none"> ●小中学校や保育園、公園などの公共施設の空間放射線量率を定期的に測定し、測定結果はすみやかに公表します。 ●市民が身近な放射線量の把握ができるよう、放射線測定器の貸出しを行います。 ●エコクリーンセンターから排出される焼却灰及び飛灰の放射性物質の測定を行い、放射性物質汚染対処特措法に準じて適正に処理します。 ●公共施設で、周辺より空間放射線量率が高い箇所が発見された場合は、簡易な除染を実施します。
方針3 育てる活動の促進 美しい環境を守り、	施策1 ポイ捨てやごみの不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの不法投棄が多い場所に、監視カメラ及び看板を設置します。 ●環境衛生推進協議会と協働して、不法投棄されたごみの回収を行います。
	施策2 ペットマナーの対策強化	<ul style="list-style-type: none"> ●ペットの糞の放置が多い場所に、看板を設置します。 ●犬・猫などのペット動物の適正な飼育について、飼い主にマナーの徹底を呼びかけます。
	施策3 環境美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民・団体と協働で、地域の清掃活動を行います。 ●ごみ集積庫を設置する町内に補助金を交付します。





環境づくりの目標値

項目	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
水洗化率	91.6%	94%
公害苦情処理件数	50件	50件



桔梗原から倉俣地区を望む【桔梗原】



渋海川の瀬替え【渋海川流域】



ゆっくり広場【中条上町】





■環境目標3：心豊かな暮らしと文化を育む快適環境づくり

方針・施策		施策概要
方針1 身近に自然と親しめる緑地・水辺環境の整備	施策1 公園・緑地の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> ●公園・広場整備や市街地・住宅地の緑化を推進するとともに、遊具等の安全確保やバリアフリー化、樹木などの植栽管理を推進し身近な公園の整備充実を図ります。 ●農村地域のコミュニティ強化のため、地域住民と協働して集会施設などを中心とした緑地・広場の整備を推進します。 ●都市レベルの防災性を高めるため、防災対策と連動した公園・緑地の整備を検討します。 ●市街地の道路や歩道の整備に当たっては、街路樹の整備などを進めます。 ●公園、緑地が適切に管理されるよう、地元組織へ公園管理を委託します。
	施策2 生態系に配慮した川づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ●河川や池沼の改修では、水生生物などの生態系の維持に配慮した多自然川づくりを推進します。 ●信濃川・清津川の水量を確保し、多様な魚類が生息できる環境を再生します。
	施策3 身近にふれあえる水辺空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●市民による河川環境の保全及び河川利用に関する活動を支援します。 ●信濃川クリーン作戦など河川の清掃活動を実施します。 ●親水イベントを継続的に開催します。
方針2 克雪・利雪対策の充実	施策1 克雪対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●除雪オペレーターの確保に対する支援や老朽化した除雪機械の更新とともに、高い除雪レベルの維持に努めます。 ●効率的な除雪を行うために必要な雪捨て場が安定して確保できるよう、引き続き住民に理解と協力を求めています。 ●機械除雪が困難な家屋連たん地区では、消雪パイプの整備による交通の確保を図ります。また、老朽化した消雪パイプの計画的な更新を推進します。 ●消雪パイプの整備に際しては、地下水の適正揚水を考慮するとともに、効率的な散水方法の検討や節水タイマーの導入を進めます。 ●克雪住宅の普及促進を目的とした現行の克雪すまいづくり支援事業を継続して実施します。 ●生活道路の道付や高齢者世帯の見守り・雪下ろし作業などについて地域・集落が安定して行えるよう、地域克雪体制の確立を支援します。 ●小型除雪機械の配備や保安要員の配置などのさらなる拡充を図るとともに、集落安心づくり事業や要援護世帯への支援などの他制度との統合・効率化の検討を進め、冬でも安心して暮らせる集落の生活環境改善に努めます。
	施策2 利雪対策の普及・促進	<ul style="list-style-type: none"> ●ブランド化を目的とした米などの農産物の貯蔵や冷暖等に利用するための雪室の活用を促進し、引き続き雪冷熱エネルギーを利用したシステムの研究支援を行います。 ●豊富な雪を資源として利用するため、新たな雪利用の研究を関係機関と連携しながら推進します。 ●雪まつりなどのイベントに併せて、都市農村交流や姉妹都市との雪国体験交流事業を実施します。





方針・施策		施策概要
方針3 地域の文化的特色を活かした 景観の保全・形成	施策1 街並み景観の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●十日町市中心市街地活性化計画に基づく各種事業や街並み景観再生事業を活用し、地域の歴史・文化などを反映した街並みの形成を促進します。
	施策2 農村景観の保全・形成	<ul style="list-style-type: none"> ●中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業等の活用により、農村景観の保全・形成を推進します。
	施策3 歴史・文化遺産の 保存と活用	<ul style="list-style-type: none"> ●有形・無形の各種文化財の保護と活用を図るため歴史文化基本構想を策定し、地域の誇りや資源として保護・活用するとともに、日本遺産認定を視野に入れ、内外に広く情報発信して誰もが多様な文化にふれあえるまちづくりを目指します。 ●国宝出土地である市指定史跡の笹山遺跡を中核に据えた火焰の都計画を推進し、縄文時代を体験・体感できる施設として計画的に活用していきます。 ●歴史的建造物、神楽やまつりなどの伝統芸能や風習についても文化財指定を含め、保存と活用が同時にできる仕組みづくりについて研究していきます。

環境づくりの目標値

項目	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
親水公園などの水辺整備箇所数	8箇所	8箇所
消雪パイプ整備延長	78.1km	81.7km
流雪溝整備延長(十日町市街地・川治地区・川西地域)	79.1km	87.7km
消雪パイプ用節水タイマーの設置	5箇所	20箇所
利雪・親雪イベントの来場者数	303,280人	310,000人



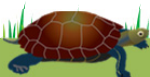
笹山遺跡広場【中条上町】





■環境目標4：環境負荷をかけない低炭素・循環型社会づくり

方針・施策		施策概要
方針1 再生可能エネルギーの最大限の創出	施策1 再生可能エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ●バイオマス、水力、地熱、温泉熱、下水熱、太陽光などの再生可能エネルギーを活用した環境にやさしい低炭素社会を目指します。 ●消化ガスや下水熱などの再生可能エネルギー利用のための調査に取り組みます。 ●公共施設等への再生可能エネルギー設備の導入を促進します。 ●十日町市再生可能エネルギー活用促進補助事業を継続し、市民・事業者への住宅用太陽光発電システムやペレットストーブ、地中熱ヒートポンプの普及を促進します。 ●市内の中小企業等が再生可能エネルギー技術等で削減したCO₂排出量を、国内企業が温室効果ガス自主削減目標を達成するために購入する制度を促進します。
	施策2 廃棄物系バイオマスの活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●十日町市バイオマス産業都市構想に基づき、廃棄物系バイオマスの燃料化及びバイオガス発電などの取組を進めます。 ●堆肥センター等のバイオマス関連施設整備を推進します。
	施策3 低炭素・循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や学校においてエネルギー教育・活動などの環境教育を推進します。 ●環境フェアにおいて、事業者と協働しながら市民の再生可能エネルギー・省エネルギーへの関心を高め、関連製品の普及を図ります。 ●再生可能エネルギーを活用した新しい事業展開を図る企業を支援します。 ●電力分断時等のライフラインを確保するため、中山間地の孤立を防ぐ再生可能エネルギーの導入・活用について検討します。
方針2 省エネルギー・省資源化の促進	施策1 省エネルギー機器の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設等の省エネルギー診断・削減ポテンシャル調査を実施し、設備更新の際には、積極的に省エネルギー化を図ります。 ●公用車の購入に際しては、低公害車（電気自動車、ハイブリッド車）等の導入を検討します。 ●ものづくり企業等LED設置促進支援事業補助金を活用し、事業所へのLED化を推進します。 ●エネルギー監視システム（HEMS、BEMS）※などの導入を推進し、家庭や事業所での「CO₂見える化」を推進します。
	施策2 省エネルギー・省資源化に対する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●「十日町市グリーン調達方針」に基づき、環境に配慮した製品を優先的に購入する取組を推進します。 ●「家庭のできる地球温暖化対策」などの温暖化防止対策の普及・啓発を図ります。 ●事業者に対して、環境マネジメントシステム※（ISO14001※やエコアクション21※）の普及啓発を図ります。





方針・施策		施策概要
方針3 ごみ減量化・リサイクルの推進	施策1 3Rの普及啓発の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●環境にやさしい循環型まちづくりを目指し、3Rを普及啓発し、市民にごみを出さない生活様式への転換を促します。 ●ごみ分別収集方法を、ホームページやスマートフォンアプリ等を介して、市民にわかりやすく情報提供します。 ●分別収集の徹底を図るとともに、家庭での生ごみのたい肥化によるごみの減量を推進するために、生ごみ処理容器の普及を進めます。 ●市独自のエコポイント事業を実施し、レジ袋の削減、廃食用油回収協力など家庭でできる温暖化対策の取組を継続して支援します。 ●コピー用紙の裏紙利用や ICT*の活用によるペーパーレス化*などにより、紙の使用量の削減を推進します。 ●市内で開催するイベントでの食器類の再利用を勧め、ごみの排出抑制に努めます。 ●環境フェアなどにおいて市民環境会議と連携し、不用品販売会を開催します。
	施策2 廃棄物の減量化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●中里地域、松之山地域のごみ処理を十日町エコクリーンセンターに一元化することにより、さらなる減量化と再資源化を進め、ごみ処理施設の延命化に努めます。 ●津南地域衛生施設組合で処理している中里地域及び松之山地域のし尿を、し尿前処理センターで処理できるよう受入体制の整備を進めます。 ●次期管理型最終処分場建設に向け、各種調査・測量を行い、施設の建設計画を進めるとともに、埋立てごみの減量化を図り延命化に努めます。 ●霧谷最終処分場については、定期的に水質検査等を行い周辺環境の監視に努めます。 ●農業資材・建設廃材の回収を促進するため、適正な管理指導・監視を実施します。 ●再生使用等に積極的な事業所に対し、「新潟県優良リサイクル事業所認定」を受けるように働きかけを行います。 ●産業廃棄物処理業者に対し、「優良産廃処理業者認定」を受けるように働きかけを行います。
方針4 地球温暖化対策の推進	施策1 温室効果ガス排出削減対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●十日町市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び（事務事業編）に基づく各種事業を実践し、温室効果ガスの発生量を抑制します。 ●地産地消の制度を定着させて、輸送による温室効果ガスの排出を減少させます。 ●廃棄する冷蔵庫・エアコンのフロンガスの適正処理を指導・監視します。 ●県が行う酸性雨の定期モニタリングの結果を把握し、公表します。
	施策2 森林の二酸化炭素吸収機能の増進	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な森林整備により、二酸化炭素吸収型オフセット・クレジットの販売を検討します。 ●広葉樹を中心とした天然林は、更新伐を行い天然更新による森林の若返りを図り、伐採木は薪やきのこ生産材、ペレット等の燃料材としての利用を推進します。 ●生産林としての整備のほか、森林浴などのレクリエーションの場としての整備も進めます。また、ふるさとの森林を知り、利用する啓発ツアーを企画検討します。





環境づくりの目標値

項目	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
再生可能エネルギーの創出量	5,403 メガワット/年	20,000 メガワット/年
一般廃棄物再資源化率	20.4%	26.0%
一般廃棄物(ごみ)排出量	20,502t/年	17,290 t/年
温室効果ガス排出量(市内全域)	333.6 千 t-CO ₂ (平成25年度)	256.7 千 t-CO ₂



笠置山ブナ林【新座】



智泉寺の桜【昭和町】





■環境目標5：一人ひとりが環境保全に取り組む社会づくり

方針・施策		施策概要
方針1 環境保全に対する意識啓発	施策1 啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●環境問題に対する市民の関心と理解を深めるため、ホームページなどを活用し、環境や生物多様性にやさしい暮らし方の情報提供を行います。 ●十日町市民環境会議と連携し、ごみ減量標語コンテストを実施するなど、日常生活の中で環境を考える機会を設けます。 ●新潟県の環境にやさしい買い物運動や地球温暖化防止推進員の活動に協力することにより、市民意識を高めます。
	施策2 環境フェア・講演会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●環境講演会や環境フェアを開催し、環境問題に関する意識啓発を行うとともに、広報誌などを活用し情報提供を行います。
方針2 環境保全に対する市民・事業者・行政の協働	施策1 市民・事業者の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ●都市部との交流促進やボランティアの育成、環境保護団体や発電事業関係者との協力などにより、市内外の人たちと一体になった自然環境を維持・保全する活動を支援します。 ●事業者等が行う環境学習会への講師の派遣や環境関連施設の見学（現地学習）を斡旋します。 ●エコポイント事業を継続して実施し、より多くの市民及び事業者の参加を促します。
	施策2 市民の自主的活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の環境団体や市民グループなどとの連携やネットワーク作りを進め、新規団体の育成を目指します。 ●環境ボランティア団体などの活動を支援します。 ●「市民協働の森づくり」を支援します。
方針3 環境に対する地域コミュニティの醸成	施策1 環境教育の推進と支援	<ul style="list-style-type: none"> ●総合的な学習の時間に新たな教材を導入・活用するとともに、地域住民と協働しながら、ふるさとと学習の充実を図ります。 ●ふるさと信濃川を教育資源の一つととらえた「ふるさと信濃川教室」を引き続き実施します。生態系や浸食等の学習やラフティング等の体験学習を通して、子どもが信濃川の魅力を実感し、川との共生意識を将来にわたって持ち続ける機運を醸成します。 ●緑の少年団への参加を支援します。 ●親子自然観察会などを開催し、子どもたちの自然学習の機会を増やしていきます。
	施策2 地域の環境保全意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●クリーン作戦や市民一斉清掃への市民参加を呼びかけます。 ●環境衛生推進協議会による地域を主体とした環境活動の取組を推進します。
方針4 環境に関する情報発信	施策1 環境情報の発信力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●環境問題に対する市民の関心と理解を深めるため、ホームページなどを活用し、環境にやさしい暮らし方の情報提供を行います。 ●事業者に最新の再生可能エネルギー・省エネルギー機器等の紹介や補助制度など、広く情報提供を行います。 ●職員一人ひとりが広報力を身に付け、積極的に情報を発信する体制を整えます。





環境づくりの目標値

項目	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
環境フェア・環境講演会等参加者数	2,516人	3,000人
環境美化運動参加者数	4,482人/年	7,000人/年
緑の少年団組織数	5校	5校



大巖寺高原【天水越】



白倉のカスミザクラ【小白倉】



鉢の石仏【鉢】





2 市民における環境配慮指針

市民が日常の生活を実践する際に、環境に配慮すべき事項について示します。

■環境目標1：人と自然が調和する緑豊かな自然共生社会づくり

方針	環境配慮指針
方針1 すべての生命を育む大地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●身近にすぐれた自然環境があることを知り、環境団体等が行う環境美化活動に参加します。 ●当市の自然植生のブナ林など、森林の適切な管理を行います。 ●希少な生物が地域から絶滅してしまわぬよう、地域の自然環境について見識を深めます。
方針2 生物多様性保全と持続的な利用	<ul style="list-style-type: none"> ●生物多様性の重要性を理解し、様々な生物が身近な自然の中でどのように暮らしているのか観察します。 ●希少生物の乱獲を防止し、保護に努めます。 ●外来生物の存在を認識し、地域における生息・生育を抑制する活動を行います。 ●環境団体等が実施する外来生物駆除イベントに参加します。 ●自然観察会等に参加し、地域の自然の大切さを感じる気持ちを育みます。 ●山菜やきのこ、薬草、清水など自然の恵みを受けながら、日々の生活の豊かさを実感できる暮らしを意識します。 ●地域の特産品や観光名所などを活用し、来訪者との交流を深めます。
方針3 命が繋がりあう棚田・里山の継承	<ul style="list-style-type: none"> ●棚田などの農地の管理・保全に努めます。 ●耕作放棄地を増やさないように様々な活用方法を検討し、田畑を維持・保全します。 ●山林の所有者は、下草刈りや間伐に努めます。 ●地場産材、間伐材の利用に努めることにより、森林の育成に協力します。 ●市民参加による森林の下草刈りや植樹活動などを通じて森林に親しみます。 ●電化製品などの山林等への不法投棄を監視します。 ●エコファーマー制度に取り組むなど、環境への負荷を減らす農業を実践します。 ●地域おこし協力隊員や大地の芸術祭等の来訪者との交流を深め、地域の環境保全への参画を促します。 ●自然の恵みを活かした生業を増やし、地域の特産品づくりや収入が得られる仕組みづくり等を行います。





■環境目標 2：安心して暮らせる生活環境づくり

方針	環境配慮指針
方針 1 公害のないまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭から生じる廃棄物は定められた分別方法に基づき、指定回収日にゴミステーションに出し、野焼きは行いません。 ●近隣への用事は徒歩か自転車を使い、自家用車の利用を減らします。 ●アイドリングストップや急発進・急加速・急ブレーキの抑制などのエコドライブを実践します。 ●下水道供用地域での早期接続に努め、下水道計画区域外地域では合併処理浄化槽の施設整備に協力します。 ●灯油をホームタンクから小分けする際は、作業が終わるまでその場を離れません。また、給油自動ストップ装置の設置を検討します。 ●農薬、化学肥料は適正使用し、減量に努めます。 ●テレビ・音響機器・楽器演奏などは、音量や使用する時間帯に配慮し、近隣に迷惑をかけません。 ●廃棄物の埋め立ては行いません。 ●消雪用地下水は適正に汲み上げ、節水に努めます。
方針 2 災害に強く安心して暮らせるまちづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ●洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップなどで、住んでいる土地の特性を知り、避難所などを確認します。 ●地域の防災活動に積極的に参加し、役割を担います。 ●住宅建設に際しては、土地の特性を知り、災害を未然に回避します。 ●放射性物質に関する正確な情報把握に努めます。
方針 3 美しい環境を守り、育てる活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。 ●ペットを飼育する場合はマナーを守り、糞の放置や放し飼いなどはしません。 ●地域の清掃活動に参加します。 ●個人が所有・管理する土地・建物は、適正に管理し環境美化に努めます。

■環境目標 3：心豊かな暮らしと文化を育む快適環境づくり

方針	環境配慮指針
方針 1 身近に自然と親しめる緑地・水辺環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●フラワー道路の維持管理活動など、景観形成に役立つ取組に積極的に参加・協力します。 ●公園を市民共有の財産と認識し、清掃活動などに積極的に参加、協力します。 ●公園等は、マナーを守りながら積極的に利用します。 ●親水イベントや河川の清掃活動などに積極的に参加し、水辺環境に対する理解を深めます。 ●河川や山野にごみを投棄しないなど、環境を汚さない活動を進めます。
方針 2 克雪・利雪対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●スムーズな道路除雪ができるように協力します。また堆雪場所などの確保に協力します。 ●流雪溝の使用は、ルールを守って行います。 ●屋根除雪や道路除雪などは、協力心や思いやりの心をもって行います。 ●雪室を積極的に利用して農産物の高付加価値化に取り組みます。 ●雪まつりなど、冬のイベントに積極的に参加します。





方針	環境配慮指針
方針3 地域の文化的特色を活かした景観の保全・形成	<ul style="list-style-type: none"> ●街並み形成や里山景観の保全のための指針を理解し、景観に配慮した生活を心がけます。 ●棚田やブナ林などの里山景観を大切に守り、地域の保全活動などに積極的に協力・参加します。 ●家庭では、花壇、プランター、鉢植えなど、景観に配慮した緑化に努めます。 ●地域で行う交流事業などに積極的に協力・参加します。 ●地域の産業、生活などに係る文化財資料の提供や保存に積極的に協力します。 ●地域の伝統行事などに参加するとともに、郷土芸能伝承者の育成に取り組みます。 ●巨樹や石碑、鎮守の森など地域の自然・文化遺産を理解し、大切にします。

■環境目標4：環境負荷をかけない低炭素・循環型社会づくり

方針	環境配慮指針
方針1 再生可能エネルギーの最大限の創出	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽光発電や地中熱ヒートポンプなどの設置を進めます。 ●廃食油の回収に協力し、バイオディーゼル燃料の利用を検討します。 ●使用済み紙おむつの分別回収に協力します。 ●木質ペレットストーブの導入を検討します。 ●再生可能エネルギーについて、情報を積極的に集めるとともに、集落や地域単位での導入について検討を行います。
方針2 省エネルギー・省資源化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅を建てる際には、省エネルギー基準に適合する住宅やZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）*等について検討します。 ●既存住宅の改修の際には、高性能な断熱材などの採用による高断熱化を図る省エネリフォームを検討します。 ●HEMSやスマートメーターを導入し、エネルギーの見える化に取り組み、効率的なエネルギー管理に努めます。 ●自家用車の購入に際しては、低公害車（電気自動車、ハイブリッド車）等の購入を検討します。 ●家電製品等の買い替え時には、トップランナー基準を満たした省エネ型の製品の購入に努めます。 ●照明器具の買い替え時には、LED等の高効率型の照明の購入に努めます。 ●不要な照明は、こまめに消します。 ●テレビを長時間見ないときなど、電化製品を使わない時は主電源を切ります。 ●エアコンなどの温度設定は、暖房は20℃、冷房は28℃を心がけます。 ●お風呂・食器洗いなどの際には、水をこまめに止めるなどの節水を心がけます。

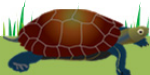




方針	環境配慮指針
方針 3 ごみ減量化・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ分別や資源に関する市からの広報を理解し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に対する意識や分別マナーを向上させます。 ●買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋など不必要なものはもらいません。 ●過剰包装を断り、詰替用製品など環境に配慮した製品を優先的に購入します。 ●再利用できるビン入りの製品を購入します。 ●紙パックなどリサイクル資源の店頭回収に協力します。 ●使い捨て商品の使用を控えます。 ●紙・金属類など、資源として使用できるものは分別を行い、資源物として出します。 ●紙資源を出すときは、再生使用がしやすいように、紙ひもを使います。 ●料理はできるだけ食べきるようにし、食品ロスの削減に努めます。 ●生ごみ処理容器の導入を検討し、生ごみの減量化に取り組みます。 ●生ごみの分別を行い、堆肥等への利活用を進めます。 ●ごみの野焼き、不法投棄は行いません。 ●フリーマーケットなどを活用し、不用品の再使用を心がけます。 ●地域主催のイベントなどでは、リユース食器の使用に努めます。
方針 4 地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化が及ぼす影響について理解します。 ●二酸化炭素の排出削減を心がけ、地球温暖化防止に役立つ取組を実践します。 ●旬の地元産農産物等を積極的に消費し、住宅の新築・改築の際は、市産材の利用を進めます。 ●廃棄家電製品は、家電リサイクル法などに基づき適正に処分します。

■環境目標 5：一人ひとりが環境保全に取り組む社会づくり

方針	環境配慮指針
方針 1 環境保全に対する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●各種啓発資料から環境問題を理解し、環境に対する意識を高めます。 ●新聞やテレビなどを通して、環境に関する話題に関心を持ちます。 ●環境フェアなど各種環境イベントに参加し、環境に対する意識を高めます。 ●市で募集する環境関連のコンテストなどに積極的に応募します。
方針 2 環境保全に対する市民・事業者・行政の協働	<ul style="list-style-type: none"> ●マイバック持参によるレジ袋削減など、エコポイント事業に積極的に取り組みます。 ●環境活動を実践している市民団体等について知り、市民団体が実施するイベントなどに参加します。
方針 3 環境に対する地域コミュニティの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における環境問題・課題は、地域で共有し解決を図ります。 ●クリーン作戦、市民一斉清掃などのイベントに地域として積極的に参加します。 ●子どもたちの環境教育の一環として行うふるさと学習に協力します。 ●学校などで学んだ環境に関する知識を、家族や友人に伝え、共有します。 ●親子自然観察会などに積極的に参加します。
方針 4 環境に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ●市のホームページ、SNSなどの情報通信技術、また市報や各団体の広報紙等を活用することで、積極的に情報収集を行います。 ●インターネット等を活用し、自身の所属する団体や地域の環境活動について、情報発信を行います。





3 事業者における環境配慮指針

事業者が事業活動を実践する際に、環境に配慮すべき事項について示します。

■環境目標1：人と自然が調和する緑豊かな自然共生社会づくり

方針	環境配慮指針
方針1 すべての生命を育む大地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●自然環境保全地域などの保全に努めます。 ●鳥獣保護区、休猟区の規制を遵守します。 ●施設建設などに際しては、自然に配慮した設計・工法に努め、周辺地形との調和に配慮します。 ●山林や里山の開発、整備に当たっては、生態系、景観などに配慮します。
方針2 生物多様性保全と持続的な利用	<ul style="list-style-type: none"> ●許可なく生物を採取・捕獲しません。 ●CSR*活動などの社会貢献活動を通じて、環境保全活動などに取り組みます。 ●保有している土地や工場・事業所などで、外来生物の駆除や希少生物の保全に努めます。 ●農薬や化学肥料による汚染を防止します。
方針3 命が繋がらう棚田・里山の継承	<ul style="list-style-type: none"> ●農道や畦などの除草には、除草剤の使用をできる限り抑えます。 ●耕作放棄地の増加を防ぐため農地の受委託を行い、適切な管理・保全に努めます。 ●山林の保全活動やイベントなどに人材や技術を提供し、支援します。 ●市や関係機関と連携し、民有林などの適切な整備・管理に努めます。 ●市産材、間伐材の利用に努めることにより、森林の育成に協力します。

■環境目標2：安心して暮らせる生活環境づくり

方針	環境配慮指針
方針1 公害のないまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●エコドライブを実践します。 ●光化学スモッグの原因となる排ガスを抑制します。 ●水質に係る排出基準を守ります。 ●下水処理施設が整備された地域においては、下水道管への早期接続を行います。 ●排水処理施設、浄化槽の適正管理に努めます。 ●地下タンクの保守点検を行います。また、灯油をホームタンクから小分けする際は、作業が終わるまでその場を離れません。 ●農薬、化学肥料は適正使用し、減農薬に努めます。 ●騒音・振動に係る規制基準を守ります。 ●特定建設作業を行う際には、工事内容を周辺住民に周知します。 ●悪臭に係る規制基準を守ります。 ●家畜排せつ物法による管理基準を遵守します。 ●堆肥は近隣に迷惑とならないよう適切に取り扱います。 ●畜舎やその周辺を清潔に保ち、周囲の植樹に努めます。 ●地下水汚染防止に係る施設基準、管理基準を遵守します。 ●土壌汚染対策法などを順守します。





方針	環境配慮指針
	<ul style="list-style-type: none"> ●有害物質は適切に保管、使用、処理して、土壌・地下水汚染を未然に防止します。 ●廃棄物を野外放置したり、埋め立てたりしません。 ●消雪用地下水は適正に汲み上げ、節水に努めます。
方針 2 災害に強く安心して暮らせるまちづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ●施設建設や事業活動に際しては、土地の特性を知り、災害を未然に回避します。 ●洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップなどで事業所等のある土地の特性を知り、避難所などを確認します。 ●放射性物質に関する正確な情報の把握に努めます。
方針 3 美しい環境を守り、育てる活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理します。 ●事業者が所有・管理する土地・建物は適正に管理し、環境美化に努めます。 ●地域が行う環境保全活動などに積極的に参加します。

■環境目標 3：心豊かな暮らしと文化を育む快適環境づくり

方針	環境配慮指針
方針 1 身近に自然と親しめる緑地・水辺環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所敷地に花壇や庭園などの緑化スペースを取り入れるよう努力します。 ●市街地の公園整備やフラワー道路など地域の緑化活動に、積極的に参加・協力します。 ●事業活動（工場・店舗・畜舎など）で発生する排水は適正に処理し、きれいな水を河川に戻します。 ●市民が参加する親水イベントや河川の清掃活動に協力・支援します。
方針 2 克雪・利雪対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●消融雪のための地下水利用を適正に行います。 ●雪利用の研究・応用を推進します。 ●雪まつりなど冬のイベントを積極的に支援します。
方針 3 地域の文化的特色を活かした景観の保全・形成	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所等の屋上緑化や壁面緑化などの情報を入手し、導入を検討します。 ●棚田やブナ林などの里山景観を大切に守り、地域の保全活動などに積極的に協力・参加します。 ●地域の歴史的・文化的遺産の保存に協力、支援します。





■環境目標4：環境負荷をかけない低炭素・循環型社会づくり

方針	環境配慮指針
方針1 再生可能エネルギーの最大限の創出	<ul style="list-style-type: none"> ●再生可能エネルギーについての情報収集に努め、積極的な導入を図るとともに、展示会やイベント等を通じて普及啓発を行います。 ●雪冷熱エネルギーを利用したシステムについて、オフィス、店舗などへの導入を検討します。 ●廃食油の回収に協力し、バイオディーゼル燃料の利用を検討します。 ●きのこ菌床栽培の廃菌床を、ボイラー燃料・堆肥センターで堆肥原料として利用します。 ●バイオマス発電の原料として事業系生ごみの活用に協力します。 ●もみ殻について、固形燃料や肥料として活用します。 ●地域内での未利用資源の有効活用を図ります。
方針2 省エネルギー・省資源化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の新築の際には建物の省エネルギー基準への適合を図り、改修する際には省エネルギー改修を行い、建築物の省エネルギー化を推進します。 ●電力デマンド監視システム*やBEMSの活用、省エネルギー診断等を通じて、徹底的なエネルギー管理を実施し、省エネルギー化を図ります。 ●設備機器の更新や新規導入の際は、省エネルギー性能に優れた設備機器の導入を図ります。 ●高効率ボイラーや高効率空調機・給湯器、コージェネレーション*等の導入を図ります。 ●環境マネジメントシステム（EMS）の導入に努めます。 ●エコアクション21への認証・登録を検討します。 ●社用車の購入に際しては、低公害車（電気自動車、ハイブリッド車）等の購入を検討します。 ●事業所等の照明器具の買い替え時には、LED等の高効率型の照明の購入に努めます。 ●物品等の調達に当たっては、グリーン購入基本原則に基づき、環境負荷を考慮して購入します。 ●事業所内の節電や節水に努めます。 ●クールビズ*・ウォームビズ*に取り組みます。 ●省資源化を意識した製品設計やサービスの提供に努めます。
方針3 ごみ減量化・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●商品の過剰包装は控えます。 ●詰め替え可能な製品を優先的に販売します。 ●消費者の不用物を可能な限り引き取り、再生事業を促進します。 ●再生しやすい製品の製造に努めます。 ●ごみの分別を進め、資源化を進めます。 ●食品廃棄物などについては、再資源化を推進します。 ●社内のごみの発生抑制・再使用及び再資源化に積極的に取り組みます。 ●建設リサイクル法などのリサイクル関連法を遵守します。 ●使い捨て商品の使用を控えます。 ●店舗においては、紙パックなどリサイクル資源の店頭回収に取り組みます。 ●店舗・飲食店においては、レジ袋や割り箸などの抑制に取り組みます。





方針	環境配慮指針
方針 4 地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所内で CO₂ 削減目標を掲げ、目標達成に取り組みます。 ● マイカー通勤者へのノーマイカーデー参加を促します。 ● エコドライブやアイドリングストップ運動を推進します。 ● 市場・量販店では、産地・生産者などの情報の明確化に努め、販売を促進します。 ● 地産地消の取組を推進し、環境の負荷をできる限り軽減します。 ● 廃棄家電製品は、家電リサイクル法などにに基づき適正に処分します。 ● 自動車などを廃車するときは、自動車リサイクル法に基づき適正に処分します。 ● J-クレジット制度に参加・協力します。 ● オフセット・クレジット等を利用して、事業活動で生じた CO₂（削減努力を行ってもなお排出された分）を相殺することを検討します。

■ 環境目標 5：一人ひとりが環境保全に取り組む社会づくり

方針	環境配慮指針
方針 1 環境保全に対する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種啓発資料から環境問題を理解し、環境に対する意識を高めます。 ● 新聞やテレビなどを通して、環境に関する話題に関心を持ちます。 ● 市と協力し、環境フェア等のイベント協力や市民向け環境教育の推進に取り組み、意識啓発を図ります。
方針 2 環境保全に対する市民・事業者・行政の協働	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーン作戦、市民一斉清掃などのイベントに事業者として積極的に参加します。 ● 他の事業者等と連携して、環境学習会等を実施します。 ● エコポイント事業の対象となるノーマイカーデーに取り組みます。 ● 業務量の適正化、事務処理効率の向上により、夜間残業の削減を図ります。
方針 3 環境に対する地域コミュニティの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境問題に関する従業員教育を行うとともに、ボランティア休暇の設定などにより環境保全への参加に取り組みます。 ● 小中学生等の事業所見学などに積極的に協力します。
方針 4 環境に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 市のホームページ、SNSなどの情報通信技術、また市報や各団体の広報紙等を活用することで、積極的に情報収集を行います。 ● インターネット等を活用し、自社が行う環境保全活動等について、広報を行います。

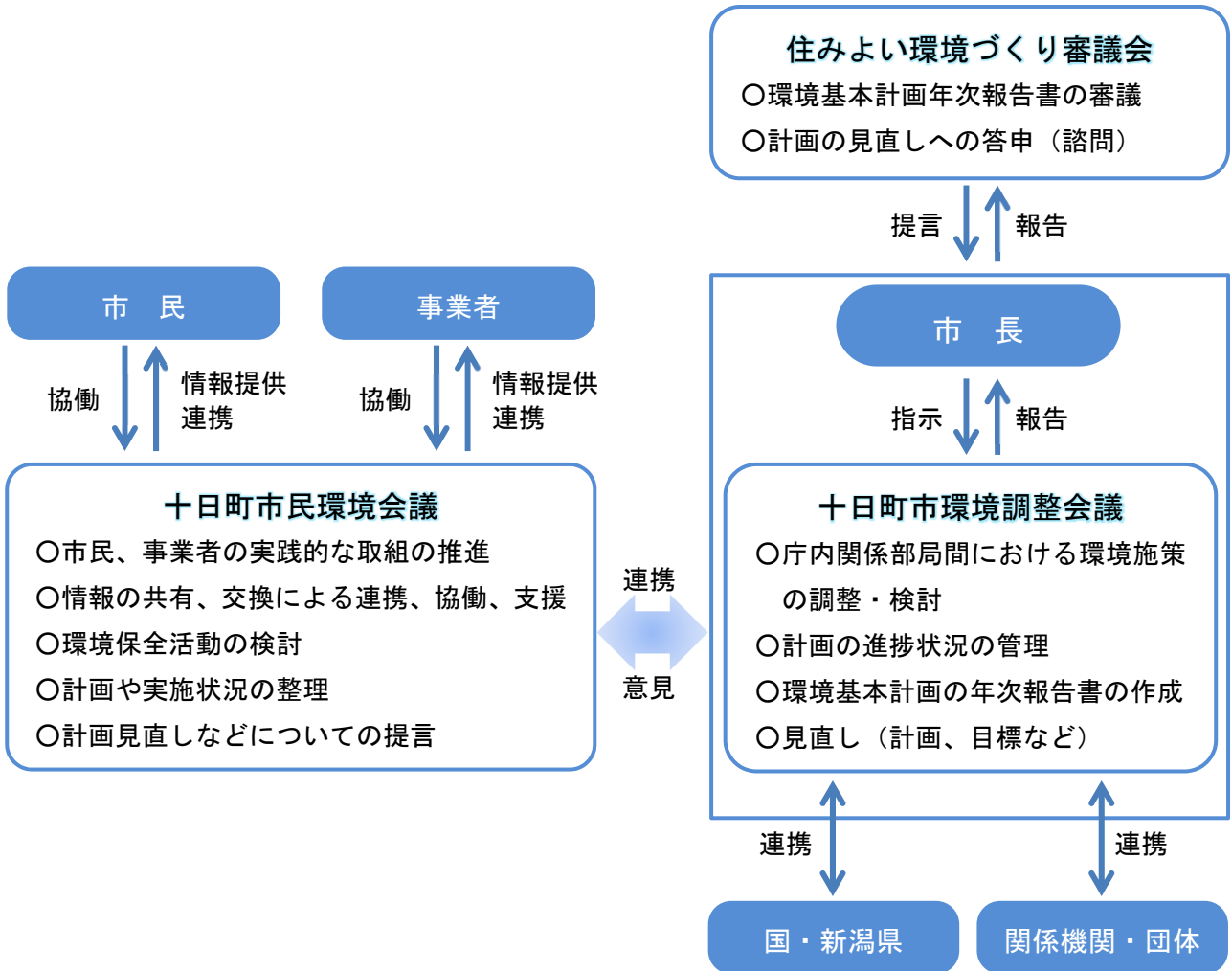


第5章

計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、市民、事業者、市が、それぞれ創意工夫して、お互いに連携しながら効率的かつ確実に推進していくことが必要です。このため、以下のような推進体制をとり、計画の効果的な推進を図ります。



■十日町市民環境会議

本計画推進のため、市民、事業者の参加・協働により、具体的な取組の推進や進捗状況の点検・評価を行います。市と連携し、協議が必要な事項などについて市に意見します。

■住みよい環境づくり審議会

本計画に基づく各種環境施策について、市長の諮問に応じて、専門的な立場から調査審議を行います。

■十日町市環境調整会議

庁内における推進組織として、各部局の意見調整、施策の調整などを行います。また、進捗状況を取りまとめて、審議会に報告します。



2 計画の進行管理

進行管理の方法

本計画を実行性のあるものとするためには、各部署における各種環境施策の実施状況について定期的な把握と点検を行う必要があります。環境マネジメントシステムの考え方に基づき、P D C A「計画(Plan)、実行(Do)、点検(Check)、見直し(Action)」を繰り返すことによって進行管理を行います。

特に、環境施策の実効性を高めるためには、施策を計画的に推進していくことが重要であり、社会情勢の変化や新たな環境問題に対応できるように、その動向により計画などの見直しを必要に応じて行います。

このため、具体的な実施計画などは毎年度点検評価し、翌年度の事業実施に反映していくとともに、概ね5年毎に検証します。

なお、常に事業の進捗状況や計画の検証は、市民に公開するとともに、市民環境会議の場を通じて意見聴取を行います。



年次報告書の作成・公表

本計画の進行管理に当たっては、住みよい環境づくり審議会、十日町市環境調整会議及び十日町市民環境会議において、計画の推進に関する意見を求めるとともに、環境目標及び指針の達成状況や施策の実施状況等について調査し、年次報告書として整理・報告します。

また、本計画の施策の進捗状況を広く市民が知るできるように、広報紙や「十日町市の環境」などを通じて公表します。

